

第四百七十七回
参議院農林水産委員会會議録第六号

平成十二年三月二十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十一日

中原 爽君

補欠選任
森下 博之君

三月二十二日

岸 宏一君

補欠選任
加納 時男君

佐藤 昭郎君

岡 利定君

峰崎 直樹君

足立 良平君

渡辺 孝男君

統 訓弘君

大沢 辰美君

市田 忠義君

三月二十三日

岡 利定君

補欠選任
佐藤 昭郎君

加納 時男君

岸 宏一君

足立 良平君

峰崎 直樹君

統 訓弘君

渡辺 孝男君

市田 忠義君

大沢 辰美君

谷本 正和君

山本 正和君

三月二十四日

山本 正和君

補欠選任
谷本 正和君

三月二十八日

鶴岡 洋君

補欠選任
沢 たまき君

渡辺 孝男君

山下 栄一君

大沢 辰美君

西山登紀子君

出席者は左のとおり。

委員長

若林 正俊君

理事

岩永 浩美君

委員

金田 勝年君

岸 宏一君

佐藤 昭郎君

中川 義雄君

三浦 一水君

森下 博之君

郡司 彰君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

峰崎 直樹君

沢 たまき君

鶴岡 洋君

山下 栄一君

渡辺 孝男君

西山登紀子君

鶴保 庸介君

政府参考人

農林水産省経済局長

農林水産省農産園芸局長

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、中原爽君が委員を辞任され、その補欠として森下博之君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に谷本正和君を指名いたします。

○委員長(若林正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産省経済局長石原英君、同農産園芸局長木下寛之君、同畜産局長樋口久俊君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) この際、玉沢農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 昨日夜、北海道農政部出向中の農林水産省のキャリア職員が、収賄容疑で逮捕されたことにつきましては、公務員の倫理が厳しく問われている中でまことに遺憾であり、残念に思っているところであります。

本件は、現在、捜査当局の手にゆだねられておりますので、その推移を見守り、捜査の結果が明らかになった段階で、処分すべき者は処分し、改善すべきところは改善するなど、厳正に対処してまいりたいと考えておるところであります。

○委員長(若林正俊君) 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森下博之君 皆さんおはようございます。自由民主党の森下博之でございます。

法案の質疑に先立ちまして、WTOの農業交渉についてお伺いをさせていただきます。

先週、スイスのジュネーブでWTOの特別会合が開かれたと承っております。この会合によりまして事実上農業交渉がスタートしたと言われるわけですが、今回の特別会合の結果とその評価

価について、まず大臣に承りたいと存じます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員が言われましたWTOの農業委員会の特別会合は、去る三月二十三日、二十四日、ジュネーブにおいて行われました。我が国からは熊澤農林水産審議官が出席したところであります。

この特別会合におきましては、三点決まっております。まず第一に、農業協定第二十条に基づきます各国の交渉提案の提出期限でありますけれども、これは二〇〇〇年末とするというのが一つ決まりました。また二つ目としましては、今後、特別会合は、六月、九月、十一月に予定されている農業委員会通常会合にあわせて開く。三つ目としましては、六月の次回会合におきましては、事務局と関心国から提出された農業協定第二十条の配慮事項に関するペーパーをもとに議論する。この配慮事項といふのは非貿易的関心事項その他でございます。こういう点について合意があったところでございます。

また、議長の出向が問題になったのでありますけれども、議長につきましては、各国のコンセンサスが得られませんが、今回限りの暫定措置としてWTOの物品理事会の議長が務めたところでありまして、今後、議長の出向のためのプロセスを議論しまして最終的な決定を行うということになったわけでございます。

以上であります。

○森下博之君 我が国は、今後のWTOの交渉に当たりましては、昨年十一月のシアトル閣僚会議を大きな教訓といたしまして、一部関係国だけの協議ではなくて、途上国、とりわけアジアの途上国各国の賛同を得られるように努力をする必要があると思つております。また、農業の多面的機能を重視するE.U.諸国との連携を密にして、また強化して交渉に臨むべきだと思つてところであります。

そこで、シアトル閣僚会議からこれまでの間、政府はどのような対応をされてこられたのか、とりわけE.U.等との意思疎通の確保、途上国との対

話、その点につきましてもどのように取り組んでこられたか、さらにWTOの交渉に臨むに当たつての基本方針、姿勢につきましても、大臣に確認をさせていただきたいと存じます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) WTOの加盟国が百三十五カ国に上りまして、そのうちの四分の三を途上国が占めるといふ状況でございます。したがって、やはり大多数のコンセンサスを得るということが大事になってくるわけでございますので、途上国に対する働きかけといふものは今後ますます重要になってくるものと思われまします。

したがって、我が国が主張しております多面的機能及び貿易ルールの確立等におきましては、できるだけ多くの国々に理解を求めるようにいたしておるところでございます。途上国の国々等も含めまして、多面的機能のセミナー等も設けていろいろと今各国と話し合いをしておるところでございます。また、三月、四月にかけまして途上国を訪れまして、農林省から派遣した職員によりまして理解を求めるように努力をしておるといふのが第一点であります。

それから、同じような行動をとってまいりました多面的機能フレンズ国の中でE.U.は一番の考えが同じな国でございます。したがって、一月にE.U.、日本との閣僚会議におきまして、今後とも多面的機能について両国で共同しながら、OECDの概念規定等におきましても共同行動をとっていく、こういうことが確認をされたところでございます。

したがって、今後、我が国はWTOの交渉に臨むに当たりまして、まず公平で公正な貿易ルールの確立を図り、各国の農業が共存できるような国際規律を確立するため、食料安全保障を含む農業の多面的機能に十分配慮する、こういう観点から、貿易ルールの確立に向けて全力を挙げよう努力していくことが大事であると考えているところであります。

○森下博之君 それでは、提案をされております法律案につきましても何点か承りたいと思ひます。

まず、今回の法改正は、農産物の価格が需給事情や品質の評価を適切に反映して形成されるように、価格政策を見直して市場原理の一層の活用を図ろうとするものでありますが、少々気になります点、国際規律との整合性の問題であります。

平成十年九月の食料・農業・農村基本問題調査会の答申におきましては、「国際規律等が形成された後においては、国内政策の立案に当たり、国際規律等との整合性に留意する。」とされておるところであります。WTOの農業協定上、不足払い制度は削減対象である黄色の政策に当たると思へるわけであります。そして、この不足払い制度に政府が提案をいたしておる大豆なたね交付金暫定措置法に基づく交付金制度が該当するものと考えておるものであります。

それで、今回の大豆の交付金制度が見直されて、定額の助成金制度に変更されるわけでありますが、この新たな助成措置をWTOの協定上どのように位置づけすべきかお伺いをいたします。

○政府参考人(木下寛之君) 今回御提案申し上げている改正案は、先生御承知のとおり市場評価が適切に反映されるよう交付金制度を見直すという内容でございます。新たな大豆交付金に關しますWTO協定上の取り扱いにつきましては、現行のWTO農業協定のルール、諸外国の類似制度の取り扱い等に十分留意しながら今後検討、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。また、現時点ではWTO協定上どのような取り扱つかについては確たることは申し上げられないという状況でございます。

いずれにいたしましても、私も日本提案をしているわけでございますので、このような提案に即しまして、我が方の主張が通るよう今後とも努力していきたいというふうに考えているところでございまして。

○森下博之君 今回の法改正にあわせまして、大豆の価格変動の影響を緩和するために、稲作経営安定対策の例にのっとり、別途、大豆作経営安定対策が創設されたわけであります。

個別の経営安定対策につきましては、今後の農業交渉において緑の政策ないしは青の政策として位置づけ、かつ確保していくことが課題にならうかと思つております。そのためには、新たなWTOの農業交渉において緑の政策の拡大と弾力化を図るためのチャレンジが必要と思つてわけであります。

緑の政策のうちに、収入保証あるいは収入保険については、申し上げるまでもなく三年間または五年間の農業所得の七〇%までの補償であることなど三つの厳しい条件が付されておるところであります。補償の水準につきましても三年ないしは五年の所得、平均所得の七〇%から八〇%ないしは五〇%の水準に引き上げられることが考慮される必要があらうかと考えるものであります。

そこで、WTO農業協定との整合性についてどのようにお考えか、承りたいと存じます。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 今、委員がおっしゃられたように緑の政策の中における問題でございますが、三割、七割の要件、これを完全に満たして実施しているという国はまだ私は多くないと考えております。したがって、第二十条によりまして、過去の今までやってきた経験等も踏まえて議論して、今後の貿易ルール等に反映せしめるという趣旨が込められておるわけでございます。

したがって、我が国としましては、日本提案の中におきまして、国内支持につきましては、現行のWTO農業協定の枠組みを基本的に維持しつつ、現行の緑の政策の要件、範囲について、今までの農業協定の実施の経験、すなわち各国の農業に与えた影響などを十分踏まえまして、見直しを行うべきという考えを提示しているところでございまして、今後とも、この考え方に沿つて大豆作経営安定対策の円滑な実施が図られるよう主張を行つてまいりたいと、ここが一番大事なことだと思つております。

○森下博之君 次に、遺伝子組みかえ大豆、菜種につきましてお伺いたします。

○%近くを輸入いたしておるところであります。輸入大豆の大部分はアメリカ、また菜種につきましてはカナダが占めておるようであります。

ところで、遺伝子組みかえ農産物のうち、大豆、菜種の栽培状況を見ますと、アメリカでの除草剤耐性大豆の栽培は大豆の総作付面積の約三割、カナダでのそれにつきましては総作付面積の四割に達すると聞いておるところであります。そのため、我が国が輸入をいたしております大豆、菜種の相当量に遺伝子組みかえ農産物が含まれることは偽らざる実態であらうかと思うわけであり、現在、国内のみならず欧州各国の消費者からも、遺伝子組みかえ農産物に対して、表示を求める声が強くなっておるところであります。

こういった状況の中にあつて、食品に係るJAS法、品質表示基準について平成十二年四月から施行、平成十三年四月一日以後に製造、加工、輸入される加工食品、生鮮食料品への適用に向けて現在検討をされておるやに承つております。

そこで、新たな表示制度によって消費者の懸念を払拭することができるのか、その実効性を確保することについてお伺いをさせていただきます。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員御指摘の点でございますが、遺伝子組みかえ食品の表示に關しましては、委員ただいま言われましたとおり、平成十三年の四月を目途に実施していく、JAS法の品質表示基準として実施していくということでございます。

この表示に關しましては、食品表示問題懇談会の昨年八月の検討結論を踏まえまして、「消費者の関心に応えるとともに、これを通じて消費者の遺伝子組換え食品に対する理解を得いくためには、技術的・科学的観点から、表示の合理性、信頼性及び実行可能性を確保し得る範囲内で、義務表示を導入することが適当である」ということとございましたので、この趣旨を踏まえまして、遺伝子組みかえ食品の義務表示を消費者の商品選択のための情報提供という観点から、表示の合理

性、実行可能性、信頼性を確保することを旨として導入するというふうに考えておる次第であります。

○森下博之君 大臣、私は四国の高知県の出身でございます。高知県は海洋県でございます。大臣の御出身地も海洋県であらうかと思うわけであり、私は特に海、海洋深層水というものについて大変関心を強く持っております。一人であり、以下、この法案に關係しない点でございますが、恐縮であります、大臣にお伺いをさせていただきます。

一口に、海洋深層水というものは海の深いところにある水、もちろん海水であります。光の届かない二百メートル以深の深さに富んだ冷たく清涼な水と定義されようかと思うわけであり、海洋深層水は、人間にとって必要なエネルギーあるいはミネラル等さまざまな物質を含んでおり、極めてまれな資源であるとも言われておるところであります。

今世紀、人類は石油あるいは石炭、各種の鉱物資源を大量に利用、消費し尽くしまして、四十年から五十年の間で枯渇するのではないかとも心配をされるところであります。当然のことながら、再生循環型の新しい資源を求められておるところであらうと思うわけであり、私見でございますが、私はこの海洋深層水を我が国の国家的産業資源として位置づけ、これまでのような初歩的な利用から少しステップアップいたしまして、医療やエネルギー、水産など最先端分野での高度産業利用を推進すべきであると考えておるものであります。

そのためには、基礎研究や応用研究に多くの人材と多くの研究費を投入する必要がある、この国の研究補助制度を各県がばらばらに活用するのではなくて、関係省庁が連携をし、国が主体的に研究に取り組み、その成果を国の直轄の海洋深層水プロジェクトや地方の海洋深層水事業に生かすことが私は海洋深層水を二十一世紀の新たな資源として活用するためのポイントであると考えておるものであります。

のであります。

大変くどくどと申し上げましたが、大臣の海洋深層水についての御認識について承りたいと存じます。

○国務大臣(五沢徳一郎君) まず結論から申し上げますと、海洋深層水は新たな資源としまして極めて有用なものである、こういうふうに認識しております。海洋国日本であるわけであり、それから、これはもう相当の資源があると考えておるわけであり、

深層水は、植物の成長に必要な無機栄養塩類を多く含み、細菌等が少なく清浄であり、水温は年間を通じて低温で安定している等の特性を有しております。このようなことから、種苗の安定生産、食品や医薬品の開発等、多方面における利用が期待されておりました。現在、農林水産省のか科学技術庁、通商産業省等の関係省庁において、海洋深層水の実用化に向けての研究が行われております。

農林水産省といたしましては、平成十年度から、委員の御出身県であります高知県の室戸沖におきまして海洋深層水を取水する施設の整備を進めてきたほか、平成十二年度からは海洋深層水の特性を生かした魚介類の種苗生産や水産加工への利用技術の開発、海洋深層水をくみ上げて拡散し、漁場を造成するシステムの開発に取り組むこととしており、今後も海洋深層水の有効活用を推進してまいりたいと考えておるところであります。

水産分野における取り組みは、例えばヒラメ、トラフグ等の冷水性魚介類、キンメダイ等の深海性魚類を対象として栽培漁業化試験を実施しておるところでございます。

非水産分野における取り組みとしては、みそ、豆腐、パン等の食品、自然塩、清浄飲料水、日本酒あるいは化粧品等の製造及び研究をやっております。それから、アトピー性皮膚炎の治療への活用も研究しております。こういうように多方面にわたって可能性がある、こう考えておりますので、今後

ともこれを進めていくことが大事であると考えております。

○森下博之君 大臣の御認識を承りまして、大変心強く思っております。ところであります。

次に、あと一点、今、大臣からもお話がございましたように、海洋深層水の特徴というのは多岐にわたるわけでありまして、ミネラルウォーター等の飲料水や食品加工への利用、水産分野での各種種苗の生産あるいは活魚の養殖場での利用等、多岐にわたっております。

恐らく、農林水産省内でもそれぞれのセクションにまたがる問題であらうかと思うわけであり、省内で深層水に關する事項を一元的に所管するところを設けていただくということが今日の課題ではないかと私は考えております。一元化するによりまして、各県がばらばらに進めております深層水の研究開発にいたしましても効果的な支援ができるものと考えておるところであります。若干時間を残しましたが、私の最後の質問とさせていただきます。

○政務次官(金田勝年君) 委員御指摘の海洋深層水につきましてはただいま大臣から答弁申し上げたとおりでございますが、これは先ほどの大臣からの答弁にございましたように、水産分野のみならず幅広く非水産分野も含めた多方面における利用が期待されておるわけであり、

また、今後その実用化等に向けた研究の進展という新しい段階も想定されますので、農林水産省としましては農林水産分野におきましてどのような利用が考えられるのかも含めまして、関係省庁、関係部局との間の緊密な連携を図りながら、海洋深層水の有効利用の推進について検討を進めていきたいと考えております。

ただいま、農林水産省におきましては水産庁の研究指導課が取りまとめの窓口となっております。横断的な検討を今後進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○森下博之君 ありがとうございます。

○藤井俊男 民主党・新緑風会の藤井俊男でございます。

通告をいたしておりますが、順次質問させていただきます。ただければ一番よろしいんですけれども、冒頭、大臣からお話がありましたけれども、昨日、昨晩でございますけれども、農協幹部と農水キャリアとの接待の関係、汚職事件で逮捕されたということでございますので、冒頭、それにつきまして私は質問をさせていただきたいと思っております。

事件につきまして、大臣から、冒頭、遺憾の意と厳正に対処すると、そういう言葉があったところでございすけれども、トップとして謝罪の意はなかったのではないかと私は今思っております。残念であります。この間、農水省の関係については構造改善局の汚職等で逮捕されてきた経過もあるわけでございすので、昨日逮捕された農水省キャリアの汚職事件の事実経過についてまずお聞かせ賜りたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎) 謝罪がなかったのではないかと大変おしかりをこうむったわけでございますが、まことに遺憾であり、残念に思っているところであります。またこうした不信を招くようなことになりましたことに対しては大変申しわけなく思っております。

経過についてというお話でございますが、農林水産省におきましては、農業構造改善事業に係る調査委員会を設けて、みずから正しく反省してこれを改善していく、こういう趣旨で調査委員会を設け、やってきたわけでございすけれども、当該職員が過去におきまして農業構造改善事業等の所管部局には在籍していなかったことから、今回の調査委員会の調査の対象とはなっていないといったのが今日までの経緯でございます。

いずれにしても、捜査の結果が明らかになった段階で、事実関係を把握した上で厳正に対処してまいりたいと考えております。

○藤井俊男 飲食接待に二十回も及んで、そし

てまた、報道によりまして百九十万もの高額の接待を受けていたということ等があるわけでございすけれども、これらの関係については大臣の方には報告はされておりますか。

○国務大臣(玉沢一郎) この事実が出て職員が逮捕されてからその内容について知った次第でございまして、遺憾ながらその前の段階におきましては調査その他におきましての報告は受けておられないところでございす。

○藤井俊男 農協関係者が同席をしない中で自分たちで飲食をした、これも二十回にも及んでおるといふ状況でツケ回しを全部農協にやっていった。これについては、一部報道によると補助金の関係で便宜供与とか言われておるんですけれども、この関係についてはどう見ておられますか。

○国務大臣(玉沢一郎) この事案におきましての経過等を見ますと、平成七年九月から平成九年三月まで農林水産省農産園芸局に属しておるようございす。事実として平成九年七月ごろから同年十月ごろまでの間、前後二十数回にわたり普通預金口座に振り込み送金で支払わせ、いわゆるツケ回しということをやっておった、これがわいり当たるものである、こういう趣旨と承っております。これは職務倫理規程が決定された後の事案でございす。それだけに倫理が厳しく問われているところでございまして、このような行為が行われておったということはまことに残念至極、また遺憾である、このように認識をいたしております。

○藤井俊男 倫理の後この事件が起きた、また調査委員会を設けたという中で在籍していなかったのかわからなかった、調査ができなかった、事実関係をよく聞いてみてからという点も大臣からも今お話を聞かされてお聞きしております。中の一連の経過を踏まえてお聞きしておりますから、やっぱり農水省としてこれらの関係等については若干把握しておったのではないかと私は危惧をいたします。

私は農産園芸局長さんもお呼びをいたしておりますが、管理者としてあなたは構造改善局の汚職から今度は農産園芸局にかかわった中でどう見えますか。

○政府参考人(木下寛之) 本件は現在、捜査当局の手にゆだねられておりますので、その推移を見守ることとしたというふうに考えておるところでございす。

○藤井俊男 捜査当局という、そういうことだからこういう事件が発生するのであります。これは、こういうことも指摘をされておるんです。癒着の構図の裏にはキャリアもノンキャリアもいるのに調査委員会には不祥事の責任をノンキャリアに押しつけようとしたと指摘する職員もいるんです。そういう状況下をとらえると、これはまさに調査委員会がもともと徹底した調査をしなかつた要因ではなかつたのですか。どうですか。

○国務大臣(玉沢一郎) 調査が十分でなかつたかと言われれば、調査委員会の行ったところは農業構造改善事業にかかわるところであつたわけでございまして、このところまでは十分ではなかつたというところは言えると思うわけでございまして、今後、捜査の過程等におきまして明らかにした事実を見まして厳正に対処していきたい、こう考えておるところであります。

○藤井俊男 まさに、農水省の関係につきましても、国民から見ればこれまで大変な構造改善局の汚職等が発生をいたす中で、もう癒着も甚だしいなど。

けさのある新聞では、トップ記事で大きく農水省のキャリアの問題が報道されておりました。各紙が大きく農水省キャリア逮捕ということで、飲食代百九十万ツケ回し容疑ということで接待豪遊、こういう報道で私どもも本心に心がおさまらない状況であるわけであります。

ツケ回しを出向中にもしていたと、こういうことも承っておりますが、今現在、農水省として出向中の方はどのぐらいおられますか。また、把

握していらっしゃるんですか。

○国務大臣(玉沢一郎) 出向中の職員は何人かと。何人ということになりますと、まことに恐縮でございますが手元に用意した資料がございまして、質問通告を受けておたかとは思いますが、数の問題につきましては後ほど正確なところを調査しまして御報告申し上げたいと存じます。

○藤井俊男 後刻、報告をというところでございす。この辺の関係については常に農林省として三千二百七十二の自治体、そしてまた四十七都道府県の中でトップにいる幹部の皆さんは把握していきなさいかぬ、私はこのように痛切に思っております。やはり、常にそのぐらゐのことは覚えていないと私はいけないと思ひますので、要望を強く求めておきたいと思ひます。

この癒着も甚だしい状況の中で農水省として全体の調査を私はまだ怠っているのではないかと気がするんですが、全体の調査をする気はありますか、大臣。

○国務大臣(玉沢一郎) まず、現在のこの事案につきましては、司法当局によりまして取り扱っておりますので、その事実関係等が明確になった時点で今後の方向を決めてまいりたいと考えておるところでございまして、全体をやるかどうかということにつきましてはもう少し検討させていただきたいと思ひます。

○藤井俊男 全体については検討させていただくということでありすけれども、この間、構造改善局の十八名の汚職関係者、そしてこへ来て出向中のキャリアが逮捕されるということの中で、私はやっぱり早急に調査を求めたいと思ひます。

そういうことで、事実関係を司法にゆだね、そして待っていたのでは私はいかぬと思ひます。早急にこの辺の関係については、調査委員会も設置されておるわけでございすので、調査委員会についてはどこまで調査しているのかと非常に私は疑問を持つものであります。構造改善局だけやればいいというものじゃないんです。また

農産園芸局からもこのような形で出てきた。また他のところからも出てくる可能性はあるわけですが、これを見ると、この調査委員会の位置づけは私は非常に重要だと思ふんですが、この辺について大臣はどういうお考えをお持ちなのか、お答えください。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) もとより、大臣の命令によりましてこの調査委員会が設立をされて一年有余たつわけでございます。しかし、これは当時から農業構造改善事業を中心として調査を行うというところで設立をされたわけでございまして、全体のものを調査するところまでは行っていないわけでございます。

したがって、今後この調査委員会をどのようにするか、また全体の事業として問題が起きた場合におきましては、あるとすればどうするかという点については今後検討させていただきたいと思っております。

○藤井俊男君 農水省がこれまで行ってきた内部調査からでも、いかにずさんで身内に甘いかわかりたいことを改めて私は思いたされるところであります。

農水官僚の相次ぐ逮捕によりまして、国民の行政に対する、また農水に対して大変な不信を抱いているのではないかと思います。これは私は農水省の責任は極めて重い、このように言わざるを得ないと思ひます。

そこへ来まして、相手方は非常に親密なる農協というところでございまして、農協の関係、私は合併からずと一連に質問を展開した状況だったんですが、こういう昨晩の状況下でございまして、農協については財務諸表が大きな課題となつていますね、こういう中で飲食接待があるわけでございますので、この辺については調査する気はあるんですか、農協の関係等について、お聞きしたり、いかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農協といひましても全国千五百もあるわけでございます、それが全部不正な事実をやっているというとは言われて

おりません。一部の場合であったと、私はそう考へておりますので、そこまでは考へておりません。

○藤井俊男君 農協につきましては、大臣、ことの二月一日現在で一千五百三十六農協があるわけですが、一部だろと、今、大臣からもお答えいただいておりますが、そういった中で、これは農協としても、私たちが監督官庁である以上は監督をしたりあるいは調査する、これについてはやっぱり必要ではないかと私は思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 確かに農協に対する監督責任はあると思ひますけれども、個々の農協におけるいろいろな事業等につきましては、それぞれ農協に監督制度その他あるわけでございまして、そこでのそれぞれの措置はあると思ひますので、そうしたことを踏まえた上でやらなければならぬわけであります。何でもかんでも政府がそれに對して調査あるいは監督しなければならぬ、こういうことではないと思ひます。やはり農協は農協の自立精神があるわけですから、それに期待するところ大なるものがあるというところであります。

○藤井俊男君 大臣、農協については、財務状況の悪化の中で、今、私がお話ししましたけれども、一千五百三十六の農協が二月一日現在まであるわけでございけれども、これを二〇〇一年、来年の三月までに五百三十ぐらいに減らそうというやさきでありますので、そういった中で一部という形もあろうかと思ひますけれども、合併がおくれている要因はやはり財務状況という状況下であるわけでありまして、

そういう財務状況が悪い中で、今度は農水省のキャリアがツケ回しをそちらへ持っていくという形は、どうもこれは、一部の新聞では言語道断だと言つておる記事もありましたけれども、この辺について、悪い農協と財政のよい農協、それらの赤字状況等については把握していますか、財政状況は。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 把握していないか把握しているかという御質問であります。把握しております。

○藤井俊男君 把握しているということでございますので、後ほどそれは委員の皆さんに資料でぜひお渡しをいただければ、これは委員長にお願ひを申し上げたいと思つております。

私は、農協としましてまた農水省の関係等については、補助金の中からさかのぼりますとこれらを発生してきた要因があるという一部でも報道をされておるところであります。こういう補助金の関係で、どうもその背景には、こういうものが出てくるということには私は残念でございまして、

大臣はこれまで倫理の關係等をお話しされておりましたけれども、倫理の後こういことが出たというところでございまして、指導徹底を幾らやっても指導徹底が意味ないと私は感ずるところであります。ですから、この指導徹底については、今日の事態を見ると、どうも農水省全体が緩み切つていのではないかと、これは国民から見てもなっているんだと思ひます。私たちが農水委員のメンバーも、まことにここに立つてこういう質問をするのは忍びがたいんです。

ですから、ぜひこの辺については信頼回復に向けて全力を投球していただきたい、大臣の決意をまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 職員倫理の保持のためには、去る一月十四日、大臣官房に職員倫理啓発対策室を設置し、職員の倫理管理にかかわる情報収集、意見交換、検討、連絡調整等を行う管理体制を整備したところであります。

いづれにしましても、四月一日からは国家公務員倫理法が施行されることでありますので、我々としてしましてもこれを踏まえて、さらに職員の倫理の保持の体制を強化してまいりたい、この決意を新たにいたしておるところであります。

○藤井俊男君 ぜひ、強くお願いをいたしたいと思つております。

農協の合併問題、私は大豆の關係で非常に関連がございましてということで通告をいたしておりますが、私はやっぱり役員ポストの關係も、こういういろいろな農水省の出向の問題から端を発しておりますけれども、これらの合併について役員ポストに影響があるとも聞いております。

これについては、農水省からやはり各地の千五百三十六の農協へも派遣や天下り等とか、天下れというのじゃなく、天下っているのかどうか、そういう職員はどのぐらいいるのか非常に疑問を持つものでございまして、これについてもお聞かせ賜れば幸いと思つております。できなければ、これは後ほど結構ですが、いかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農協に対して農林水産省からどのような人がOBとして行つておるかという御質問でございますが、数はそんなに多くはないと思ひますけれども、それぞれの農協の仕事とか求めに応じてそれなりの人材が行つておる、こういうことであると思ひます。

数におきましては、特に今正確な数はここでは把握しておりませんので、もし委員がお求めであれば後ほど御提示できるかと存じます。

○藤井俊男君 それは後ほど結構です。よろしくお願ひしたいと思つております。

私は、もう一つ非常に残念でならないんですけども、これはことしの三月二十四日の週刊ポストで、こういう機会でお聞きするのは大変私も心苦しく、悩み、また痛んでおるところでございますが、農水政務次官の關係で大きく、「JAからヤミ献金」通報を「スッパ抜く」だなんて書かれていて、私はこういうのを見るとどうも心がさまらないわけですが、

こういう中で、「小淵首相が口にするように、群馬県人の気質は「素直で飾り気がない」とここに書かれていますね。先日私は政務次官にお聞きしましたら、非常に消毒の關係で土手の問題で、ああ、すばらしい政務次官さんやっていただいてというところで、本当にほとぼるの情熱を持っている方だと私は敬意を表した次第でございます。

す。
 そういう中で、金にまつわる総括政務次官の関
 係で非常に大きく報道されておりました。まして
 や赤字で苦しむJAから吸い上げていたとすれば
 これは問題だということが書かれていたわけ
 です。こういう一連の四ページにわたる記事を見ま
 したら、私は本当に、先ほどもお話ししましたよ
 うに、胸の痛みを感じるところでございますが、
 総括政務次官として、これについて所見をお伺い
 したいと思っております。

○政務次官(谷津義男君) それは三月二十四日
 なくて十三日でしょう。そうだと私は記憶して
 おります。

その件については記者の方からも電話がありま
 したものですから、私はよく調べてくれ、事実で
 あるならば私は甘んじて受けますがということ
 だったんですが、調べなかったようであります。
 私は、こういうところとこういうところを調べて
 くれというところまで名指しをしておいたわけ
 です。

その中身を申し上げますと、聞きましたらば、
 農協の金は一銭も使っていないんです。興農政治
 連盟というのが群馬県にございまして、係長以上
 の人たちが年間二千円ずつ出し合って、毎年、政
 治資金の方に出している。それを群馬県の方で、
 この群馬県の会長さんが新井昌一さんという方
 でありますけれども、その方が興農政治連盟の会
 長、そこから館林農協の方に年間に三十万から四
 十万ずつ還付してくるということ、それを政治
 活動の方に使われるというふうに報告を受けま
 した。

そこで、私も、実際どうなのか記事の中身と照
 らし合わせて調べてくれというところで調べま
 したところが、農協とそれから私の事務所から
 私に報告があったのを見ると、全く一致してい
 るからこれは間違いないだろうと思うけれども
 言いまして、年間十二万円、月一万円ずつ、要す
 るに私の近代産業というのに対して会費として
 納めてもらっているものがあります。それから、

選挙のときに十万、陣中見舞いをいただいたとい
 うことがあります。この会費は県の方にちゃんと
 届け出がしてありまして、それから選挙の方は選
 挙の届け出の方でしてあるということで、何ら問
 題はないというふうに言われました。

しかし、私自身はそれだけの報告ではちょっと
 気持ちが悪いんです。ですから、自分で調べてみ
 ようと思って県に問い合わせました。それから、
 自分事務所の見ました。それから、農協
 からの出金状況を見ました。そうしたら全く一致
 をしております。これはそういう点での瑕疵は
 ない。

ただ、私がそれを見ている間に問題が一つあり
 ました。それはどういうことかといいますと、群
 馬県の興農政治連盟から館林の興農政治連盟の支
 部に送金されてきたが、そのときに届け出を
 しなきゃいけないのじゃないかと私はそこで指摘
 をしたわけでありました。その届け出をしていない
 のはどういうことなんだと聞きましたらば、県
 の方へすべて報告して、県の方から届け出をして
 あるからいいと思っておりますと言われ、それ
 は違うんじゃないですか、やっぱり支部の方に来
 た以上は支部が届け出をしておかなければいけな
 いのじゃないでしょうか、もしそういうことでど
 この農協もやっているとすれば全部それは問題に
 なりますよということをむしろ私の方から指摘を
 させてもらいました。

同時に、その口座からは実は私だけにしている
 のではなくて、ほかの議員の方へも出ております
 し、農協の関係の方、例えば理事とかそういう人
 たちがいろんな議員に立候補するときとか、ある
 いは首長に立候補するときも陣中見舞いが出てお
 りましたし、あるいはまた政治資金の方、私と
 同じように毎月の会費については国会議員のほ
 かの方にも出ておまして、決して私一人のも
 のではありません。

ですから、そういうふうなものを全部きちんと
 調べて、しかも届け出がしていないとなればこれ
 は問題になるのだからよく精査した方がいいです

よと、むしろ私の方からそういうお願いもさせて
 もらいました。こういう状況であります。

○藤井俊男君 「スクープ」を今、総括政務次官
 から事細かに説明を賜りまして、私もほっといた
 しております。これは先ほど政務次官、三月二十
 四日付ということになろうと思っております。

それで、私たち農水委員会のメンバーですか
 ら、農協との関係が当下面問われる中で、またき
 うも私も問題点を指摘したという状況でございま
 すので、今、政務次官からお話を承りますと問題
 はなかったということの中で、そうすると告訴等
 は全然やられていないということではないんです
 ね。

○政務次官(谷津義男君) 実は、この問題につ
 きましては農協の理事の一人の方が、そういう問題
 は公開したらいんじゃないかというふうな話が
 あったようです。当然、政治資金規正法です
 ら、公開すべきものですから、農協は公開してい
 るんです。公開しているんですけれども、何か一
 部と言っているんですけれども、参事の方がこれ
 は見せられないと言ったところから始まったよ
 うです、話が。

だけれども、全部公開しております、しかも
 館林農協というのは、私から申し上げるとな
 ですけども、優秀な農協なんです、この農協は、
 しっかりしております。しかも、そういう中で事
 業も非常に立派にやっております、大きな農協
 であると同時にいろいろな独自の事業等もやって
 おります、私が見ておまして、口幅ったいか
 もしれませんが、日本の中でも模範になるような
 農協でございいます。

そういう面、そういうところでこういう問
 題が起きたということについて、私自身も反省を
 込めて、そういう入金をしているときにこういう
 ふうなはどうなっているんですかという問い合
 わせをしなかったということも私の瑕疵だろうと
 いうふうにも思います。また、そういう面では
 農協自身も、確かにそういう面では、県
 の方から出しているからいいんだらうというふう

に思っておったという、そういう手続上のミスが
 あったことも認めておりますので、私は、私は
 告訴とかはしないで、農協は何かやっているよう
 です、弁護士と相談しているようですが、私自身
 はむしろそれをきちんとやる方向に持っていく
 のの方が大事だというふうに考えております。

○藤井俊男君 ひとつ誤解を招かないようにお願
 いしたいと思っております。

それでは、大豆交付金制度改正の諸問題につ
 いて伺いたいと思っております。この暫定措置法の
 関係について伺いたいと思っております。

昭和三十六年に、大豆の輸入の自由化に伴いま
 して、農家所得の安定を図るため、大豆たね交
 付金暫定措置法が制定されたわけでありました。当
 時、国会が紛糾して、ようやく成立に至ったとも
 伺っております。制定当初は、暫定措置法に基づ
 く交付金制度は経過の、暫定的な措置であって、
 永続的に生産者に交付金を交付しようとするもの
 ではないとされていたと承っております。

そこで、この暫定措置法というのを制定後、実
 に四十年もの長い年月になろうとしたところで
 す。暫定措置法のままで実施してきたということ
 はこれはどういうことなのか、まず私は素朴な疑
 問を持つ一人でございますので、大臣にお伺いし
 たいと思っております。

○政府参考人(木下寛之君) 本法律案は、昭和三
 十六年に、大豆の輸入自由化を契機といたしまし
 て、それまで大豆に関して講じられておりました
 農産物価格安定法の価格安定制度によることが困
 難となったというふうな状況のもとで、輸入自由
 化が及ぼす影響に対するための措置として、いわ
 ば農産物価格安定法の特別法の形で制定されたも
 のでございます。

それで、先生御質問の件でございしますけれど
 も、大豆に関する国境措置がない中で、依然とし
 て輸入大豆と国産大豆につきましては相当程度の
 価格差があるという状況でございします。私ども
 も、そういう状況のもとで国産大豆の生産性の向
 上と品質の改善を図り、いわば輸入大豆に対抗し

現在、都道府県三十九でございまして、出向している数は百一名でございします。

○藤井俊男 ありがとうございます。

○渡辺孝男 公明党の渡辺孝男でございます。

本日のテーマであります大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に関しまして質問させていただきます。

まず、この法改正は、大豆に関しましては、いわゆる不足払い方式によってきた交付金制度を改め、事前に定める一定の単価により交付金を交付する方式に改めるといふものが主たる内容と思えます。それで、法案に則しまして少し質問させていただきます。

法案の第二条七項には、「農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、交付金の単価を改定することができ、」というふうにあります。この条文に「物価その他の経済事情に著しい変動」とありますけれども、これは具体的にどのようなものを想定しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 委員お尋ねの法案第二条七項でございすけれども、交付金の単価の途中改定規定でございす。第二条七項の規定は交付金の単価の改定に関する規定でございすけれども、従来、基準価格につきまして政令に規定されていたと同様の内容を、今回、他法令横並びの中で法律に規定することとしたものでございす。

お尋ねの点でございすけれども、この規定の運用につきましては、今後の物価を初め交付金単価にかかわる事情を包括的に勘案して単価の改定の必要性を判断することにならうかと思っております。

○渡辺孝男 少しわからないところもあるのですが、もう少し、中身はそれ以上詳しくはなりませんか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の第二条七項

の規定は交付金の単価の途中改定の規定でございす。具体的には、物価あるいは需給、供給と需要につきましても大幅な変動が生じたような場合に想定されるわけでございすけれども、いずれにいたしましても、具体的にこの規定を適用して途中改定するかどうかにつきましては、いろいろな諸事情を包括的に勘案して決定していきたいというふうに考えているところでございす。

○渡辺孝男 交付金の単価改定の必要性の判定基準というのは特に決められてはいないわけですか。

○政府参考人(木下寛之君) これまでの基準価格をめぐる状況の中でも、本法に基づきます価格改定の前例はございせん。今後とも、具体的にどのような場合にこの規定を適用するかということについては、事前に決めるのは非常に困難だろうというふうに考えているところでございす。

○渡辺孝男 それでは、次の点をちょっと確認したいと思うんですが、法案の第四条第三項にはこのようにあります。「農林水産大臣は、前二項の規定による承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告することができる。」、そのようにあるわけでありすけれども、この調整販売計画の変更を勧告する場合、大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認める条件というのはどういうことになりすでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) お答えします。

第四条第三項の規定は、生産者団体が策定する調整販売計画の変更勧告に関する規定であります。

今回、定額助成方式に移行するに当たりましては、生産者団体が計画の合理的な販売の実施により、適切に販売価格の維持向上を図ることが従来以上に重要となつてくることから、調整販売計画の変更勧告制度を設けることとしたところであります。

この変更勧告制度の運用に関しましては、これを實際に発動せずとも適切な販売が実施できることが基本であると期待いたしておりますけれども、この規定の運用につきましては、大豆の販売事業にかかわる事情を包括的に勘案して勧告の必要性を判断することとしたしております。

例えば、万が一、輸入の途絶があったような場合に、供給が途絶えないよう販売を調整するため勧告等、實際の発動は限られたケースであると考えております。しかし、かつてそういう事態もありましたので、ここを明確にしておきたいというところでございす。

○渡辺孝男 ありがとうございます。

法案とは直には絡まないのですが、この改正に当たって大臣の御所見をお伺いしたいのですけれども、政府はこれまでの大豆なたね交付金暫定措置法と今回の改正法案による交付金制度を、WTO農業協定上、いわゆる黄色、青、それから緑の政策とありますけれども、この中でこの二つの法案というのはいずれに該当するとお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 先ほど質問があったわけでもございすけれども、WTO上確たることはまだ申し上げられないと考えておるわけでありすが、いずれにしても我が国として現行のWTO協定における枠組みは基本的に維持しつつ、現行の緑の政策の要件、範囲について、今までの農業協定の実施の経験等を踏まえ、各国が取り組んでおる市場指向的な政策転換の円滑な実施を促進するよう見直しを行うべきとの考え方を提示しております。今後とも農政改革の円滑な実施が図られるよう主張を行つていきたいと考えておるところであります。

つまり、農業協定第二十条によりまして、今までに行われた経験等も踏まえて今後検討すると、こういうことになっておるわけでございす。で、各国等の様子もよく伺いながら、今後、交渉の中において当然これは緑の政策に入るべきものであるのではないかと、こういう提案を行つて主張していきたくて考えておるところでございす。

○渡辺孝男 やはり国内生産の大豆も増大させていくという目標を立てていくわけでありすので、我が国としては食料安全保障の面も考えまして、やはり緑の政策の位置づけということで主張をしていただければなと、そのように思ひます。

では、次の政策に関しまして質問させていただきます。

青森県と鹿児島県は葉巻生産の主な産地でありすけれども、作付面積は鹿児島県では昭和三十年当時と比較しますと現在急減しているわけでありす。一方、青森県も少なくなつていすけれども、鹿児島県よりは減少の比率が少ないわけでありす。これに關してどのような原因が関係しているのかお伺いしたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 葉巻でございすけれども、昭和三十年代以降、相当程度面積が減少してきたところでございす。青森県でございすけれども、やはり気象条件などの立地条件、やませに強いとかあるいは栽培体系に適合しているということが一番大きな理由だと思ひます。そのほか、地域の振興作物として位置づけた地域ぐるみの取り組みがあったということも先生御指摘の理由の一つとして挙げられるというふうに考えているところでございす。

○渡辺孝男 今回、葉巻に関しましては平成十年十二月に決定されました農政改革大綱に沿ひまして、生産事情の変化を踏まえて、農産物価格安定法及び大豆なたね交付金暫定措置法の適用対象から除外し、葉巻については助成措置を交付金制度から産地の実態に即した措置に移行することとなつていすわけでありす。政府は、産地の実態に即した措置に移行と、そのような方針でおるわけでありすけれども、この主産地でありす青森県や鹿児島県に対して、今後どのような具体的な措置を導入しようとしていすのか、お伺ひしたいと思います。金田政務次官よろしくお願ひしま

す。

○政務次官(金田勝年君) 我が国の菜種の生産量につぎましては、最近では一トトン程度で推移しているわけですが、その産地につきましても、先ほどもございましたように特定の地域に集中しておる現状でございます。

過去に比べますとその生産量もかなり減少してきておる状況の中でございますが、生産が特定の地域に集中する中で、流通におきましても、主要産地では油をとる搾油業者それから生協といったような特定の需要者と結びついてきているという状況にあるわけでございます。

このため、こうした生産流通事情の変化を踏まえることとして、平成十三年産から、農家経営の安定にも配慮しつつ、安定的な契約栽培の推進に資するように、実需者との事前契約のもとに生産し販売されるという菜種につきましては、定額の単価により助成するような方策を講じる方向で現在検討しておるところでございます。

○渡辺孝男君 菜種の生産地の一つである青森県の方はこういう要望を持っているわけでありま

す。

紹介しますと、菜種の種子の更新や播種、収穫などの基本技術を一定の広がりを持ち共同で実施した場合の助成措置は必要であらうと。それから二番目には、菜種の栽培管理機械や施設を導入する場合に要する経費に対する助成措置、こういうものが必要であらうというふうに要望されておるわけでありまして、こういう点も踏まえて、現地生産を一生懸命やっておるところに対して、今後大豆生産がきちんと維持できるように政府としても支援をしていただきたい、そのように思うわけでありまして。

菜種に關しましてもう少し質問させていただきます。

菜種を油をとるという目的以外で、菜種菜とい

点をお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 菜種菜、いわゆるナバナの生産量についてのお尋ねでございます。精油の菜種につきましては、大体作付面積が六

百ヘクタールというふうになっておるわけでございますけれども、一方、野菜用のナバナが千葉

県、三重県あるいは徳島県等が主産地になってございまして、平成十年産で約倍の一千三百ヘクタールというふうな作付面積でございます。

○渡辺孝男君 この菜種菜ですか、先ほどのナバナの生産もなかなか施設等をつくる場合にやはり大変だというふうなお話も聞いております。この菜種菜の生産のために施設を導入する際の費用助成がどのようになっているのかお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) ナバナの生産振興でございまして、近年、菜種菜とあるいは鮮度等に対する消費者ニーズを踏まえながら、地域の生産流通条件を生かした取り組みが進められているところでございます。

私も、このような地域での取り組みを推進する観点から、農業生産総合対策事業というふうな私どもの補助事業があるわけでございますけれども、その中で、省力化あるいは低コスト化に必要な集出荷施設、それから鮮度保持のための予冷施設等、いわば共同利用施設の整備、また産地と需要者の連携の促進等々につきまして助成し得るような仕組みを用意している状況でございます。

点をお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 菜種などのいわば景観形成作物というふうな位置づけられているわけ

でございますけれども、今般の水田農業経営確立対策におきましても助成措置を講ずることとして

いるところがございます。

具体的には、共補償の中で十アール当たり最高

一万三千円の交付金を交付するというような仕組みになっておるところでございます。

○渡辺孝男君 菜種の栽培については地方地方で特徴ある生産をしているところもありますので、

いうふうにお尋ねしております。昭和六十三年には十六万二千ヘクタールまで拡大したところでございます。

また、その後、六十年代以降でございますけれども、米の生産調整目標面積が減少いたしました。このような生産調整目標面積の減少に伴いまして、平成六年には六万ヘクタールまで減少したわけでございますけれども、その後再び生産調整面積がふえてきているという状況のもとで、平成十一年には十一万ヘクタール弱まで回復をしてきておるというふうな状況でございます。

○渡辺孝男君 大きな要因としましては、大豆作付面積の変動が基本的には最近では田作大豆の動向に左右されるというふうな状況等、今お伺いしたわけですけれども、近年の田作大豆の動向と最近、直近は並行していないというようにおっしゃる方もおられるわけですが、やはり田作大豆の生産調整等と並行しているというふうな農水省ではお考えなんでしょうか。その点、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 大豆の作付面積でございますけれども、昭和五十三年に田作の面積が畑作の面積よりも多くなつて以降、最近では水田における作付面積が大体七割前後、それから畑作における作付面積が三割前後というふうな推移をしている状況でございます。この動向で見ますと、やはり生産調整面積の増減の影響を一番大きく受けているんじゃないかなというふうに私も見ておるところでございます。

具体的に見ますと、平成五年の米の不作を受けまして、平成六年の生産調整目標面積を減少したわけでございますけれども、それに伴いまして大豆の作付面積も減少している。また、平成八年以降、生産調整面積の増加に伴いまして再び作付増加をしてきているというふうな状況が見られることから、先ほど申し上げましたように大豆の作付面積と生産調整面積とは相当強い関連を持っているというふうなところがございます。

○渡辺孝男君 次に、単収についてお伺いしたい

と申すのでありますけれども、昭和三十六年から五十五年ごろまでは十アール当たり約百三十キロ程度でありましたけれども、昭和六十一年から平成十一年代では十アール当たり百七十キロまで、約三〇%ぐらゐ増加しているわけでありまして、この原因についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(木下寛之丞) 大豆の単収でございますけれども、委員御指摘のとおり、昭和三十年代後半から五十年代前半にかけては百三十キロないし百五十キロ程度まで緩やかに増加をしてきたわけでございまして、五十年代後半からは百七十キロ程度に大幅に増加をしてきているというふうな状況でございます。

この要因といたしましては、フクユタカ、昭和五十五年に育成されたわけでございまして、昭和五十五年にはタチナガハ、昭和六十一年、あるいはスズタカ、昭和五十七年というふうに、優良品種の育成普及が進んだことというのが第一番目の理由だろうというふうに思います。このほか、水田における大豆の作付が開始されて一定期間が経過をしたということで、団地化あるいは組織化等の取り組みが広がったこと、また、さらには水田におきまして大豆生産につきましても、試験研究結果が蓄積され、農家等についてもそのような栽培方法についてある程度習熟をしてきたというように、いろいろなことが挙げられるというふうに考えているところでございます。

○渡辺孝男君 単収の平均は上がっているということでありまして、問題点としましては、まだその水準が低いというふうに指摘される場合もあるわけですが、そのほかにも年次変動も大きいというところで、近年でも一・五%ぐらゐあると。それから、地域間の格差もまだまだ大きいというふうに言われているわけでありまして、単収に影響するものとして、やはり大豆の生産基盤あるいは技術対応が問題となっております。この点、日本の現状と、持っている課題並びに今後の国あるいは地方自治体レベルでの課題の改善策についてお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 大豆の単収につきましては、気象の災害を受けやすい作物であるということのために、委員御指摘のように年による変動が大きいことに加えまして、地域ごとの技術水準の格差あるいは農家の取り組み姿勢の違い等が影響して、地域間の格差が大きくなっておるという状況にあります。

今後、大豆生産の定着拡大を図るためには、単収水準の向上あるいは安定化といったことを進めていくことが必要であるというふうに考えておりまして、このため、まず優良品種の開発、地域の気象・土壌条件等に対応しました栽培技術の確立と普及、そして二つ目には、排水条件を改善するのに必要な圃場の団地化、基盤整備を進めていく、あるいは三つ目には、技術水準の高い担い手への生産の集約といったような施策を総合的に講じていきたいということにしておるわけであります。

○渡辺孝男君 あともう一つお伺いしたいんですけれども、私、資料を見ておってちょっとわからない点がありまして、一戸当たりの平均的収獲面積に關してなんですけれども、平成二年のときに十二アールほど一戸当たりの平均的な収獲面積があったわけですが、平成七年には六アールと半減してしまっている。ふえてくるならそうなのかなと思うんですが、近年でもそういうふうな半減してしまつた。何か特別な理由があるのではないかなというふうに思ふわけですが、この点に關してお伺いしたいと思います。

○政府参考人(木下寛之丞) 平成二年の農業センサスというのは平成元年におけます大豆生産の実態を、また平成七年の農業センサスは平成六年におけます大豆生産の実態を調査しているところでございます。ちなみに、平成二年、平成七年のとういうふうに、御指摘のとおり一戸当たりの収獲面積が大幅に減つていくという状況でございますけれども、平成六年は、平成五年の冷害によりまして米の大幅な不作になったという状況を受けて生産調整面積を大幅に緩和されたということがあり

ます。そういうことで大豆作付面積が減少したということが挙げられます。

数字的に御説明いたしますと、平成二年が、収獲面積が九万八千ヘクタール、収獲農家が七十九万七千戸あったわけでございます。一戸当たりの収獲面積が十二アールになるわけでございますけれども、平成七年になりますと、収獲面積が二万七千ヘクタール、収獲農家が四十五万四千戸というふうになるわけでございます。一戸当たりの収獲面積は六アールというふうになるわけでございます。

○渡辺孝男君 これからの大豆生産においては、経営の効率化そしてまた競争力を高めるといふことで単収当たりの生産費を削減していく、そういうことが大事になってくると思うんですが、大豆生産の全算入生産費は、全国平均が七万二千五百五十円、十アール当たりで申し上げます。そのような値になっているわけでありまして、いわゆる協業経営体の全算入生産費というのは四万七千三百八十四円と経営体としては一番少ない生産費でつくっているというふうな資料を見させていだきました。

この協業経営体の経営のあり方あるいは生産の組織化の現状と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員御指摘の大豆の生産組織につきましても、平成六年の生産調整の大幅緩和により減少したところでありまして、けれども、平成十年の緊急生産調整推進対策を契機に再組織化が進み、全国で四千組織、作付面積シェアは一九%というところまで来ておるところであります。

生産の組織化は生産性の向上の上で極めて重要であります。今後は、集落における話し合いを活発化し、田作におきましては集約的土地利用による団地化、組織化、また畑作におきましては機械の共同利用組織の育成を推進し、これらを通じて担い手への生産の集積を進めることによりま

して、生産組織の育成を図っていくことといたしておるところであります。

○渡辺孝男君 やはり国内で大豆を生産するというのは、アメリカとかほかのところと競争するのには本当に大変な問題でありますけれども、やはり国内生産を増大するという意味では、こういう協業経営体というふうな、効率がよいというところで、こういうものを育成、支援していくことが大事だということに感じているわけでありまして、今後とも、その組織化を進めていただきたい、そのように思います。

次は、特殊な質問になるんですが、我が山形県で白山地域というところがありまして、そこでダダチャマメという、これは枝豆の一種なんですけれども、そういうものをつくっているわけでありまして、枝豆というのは植物的には大豆であるわけですが、大豆の仲間ではなくて野菜という面で見れば、大豆の仲間ではないということになっていくわけでありまして、

そういう意味で、団地化の支援というものが野菜と大豆の種類の違うということでありまして、この枝豆としてのダダチャマメ、そういうものを地域で特産品としてつくっている場合に、何とか団地化した場合に支援がいただけないものかというふうな要望もあるわけですが、

そういう意味で、枝豆で地域特産でそういうものをやっている場合に、団地化に対する支援というものを何か考慮していただければ、そのように思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員のおっしゃられることもございまして、枝豆も含め、野菜につきましても、単位の面積当たりの労働時間が多く、団地化にはなじまない点があります。また、単位面積当たりの収益性が麦、大豆あるいは稲を大幅に上回っていることなどから、水田における本作物化に向けてさらに助成を行うことについては困難であると考えておるところで

あります。

しかし、これまでの共補償では野菜につきましては生産者の拠出が交付される補償金を上回る地域もあったことから、新しい共補償におきましては交付単価を見直し、最高額を十アール当たり一万一千円から一万三千円に引き上げたところでございます。

○渡辺孝男君 食べる方の消費者側からいいますと、種子になった大豆と、枝豆として大豆を食べるといふことも観点から見ますと同じだといふふうに考えるわけでありまして、ただ、種子になると長持ちしていつでも必要に応じて使えるという特徴もあるわけですが、野菜ですと生産したときに食べなかならないという意味では、食料安全保障の面では違つたとらえ方が必要かと思ふんです。

やはり大豆でもいろんな品種がありまして、野菜と分類される品種もあるといふことでございまして、今後もそういうものを地域として特産品として生産していこうという場合に何らかの支援をしていただければありがたいなというふうに思ふので、今後とも検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員(若林正俊君) 午後二時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後二時三十分再開

○委員(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大沢辰美君、渡辺孝男君及び鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として西山登紀子君、山下栄一君及び沢たまき君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 休憩前に引き続き、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の

一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○須藤美也子君 先ほど藤井委員からも質問がありました。続きまして、私も農林水産汚職にかかわる問題について質問をいたしたいと思ひます。

先ほど来の御報告によりまして、今回新たに逮捕された人は、調査委員会が百六人の中に、対象に入っていない、そういうことでいいですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 御指摘の調査委員会は、農業構造改善事業に關し、事業の執行及び職員職務の遂行にかかわる疑惑その他の問題を提起されていることにかんがみ、事実の確認を目的として、事務の執行体制の適正化を図るために設けられたものであります。したがって、当該職員は、過去におきまして構造改善事業等の所管部局には在籍していなかったことから、今回の調査の対象とはなっていないのであります。

○須藤美也子君 私どもは、調査対象をもっと広げるように、こういうことを何度も繰り返して、質問してまいりました。以外の人からも逮捕者が出たといふことは、まさに我が党が指摘してきたことが、調査委員会の甘さが明らかになった、こう言わざるを得ません。

農協を指導監督する立場にある農水省キャリアが農協と癒着して不信を招いた、その責任は重大であり、農水省に対する国民の怒りが全国的に広がっています。農水省に対する国民の信頼は失墜している、こう考えます。農水大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まことにこの事案は残念であり遺憾である、また国民の皆様に対しまして大変申しわけなく思っております。ところでございまして、したがって、倫理が今非常に問われています。今後は、農林水産省といたしまして、今後、仕事のやり方等も見直し、事業実施の適正化を図るとともに、職員一人一人に公務員としての自覚を促し、国民の信頼を回復すべ

く全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○須藤美也子君 今月八日の予算委員会では大臣に質問いたしました。構造改善局の中の課の問題なので局長を責任者として調査が事足りる、こう答弁なさいました。

今回新たに逮捕者が出たことは、局内どころか他にまたる農水省全体の問題ではありませんか。調査体制の問題はないと言ひ続けてきた、そういう点で大臣の責任は重大だと思ひますが、その点の責任はどうおとりになるんですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員の御質問に對しましては、先ほど申し上げましたように、構造改善事業等の問題についての調査委員会でございますので、その調査委員会はしかるべく、いろいろな制限のある中でも、幅広く、また自己申告に基づきまして、かなりの調査を行つて、処分等におきましても相当の人数の処分をいたしました、こういうことを申し上げたところでございます。

この問題が構造改善事業だけではなくして他の局の問題であるといふことで、大臣の責任を問うといふことでございまして、私といたしましては、国民の信頼を回復するように、事実が明らかになれば、処分すべきところは処分し、改善すべきところは改善をいたしまして、国民の皆様信頼を回復すべく全力を尽くしていくことが私に課せられた責務である、このように考えているところであります。

○須藤美也子君 予算委員会、大臣はこのように答弁をしております。「我々の方は逮捕されてから調査に入つたのではなくして、その前に調査委員会を設けてやつてきた」ところが、今回このように逮捕者を出した。ここでやはり私は大臣の大きな責任があると思ふんです。構造改善局の調査委員会は農水大臣の訓令で設置されたわけですが、調査対象者、調査時期などを決められたわけですが、当然、大臣はその内容を承認していると思ひますが、それは間違ひありませんか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 調査委員会は大臣の訓令のもとに設置をされまして、そしてそのもと

で調査をしてまいつたわけでございます。したがって、可能な限りの調査を行つてきた、こういうことを申し上げたわけでございます。しかし、調査の過程におきましては、なかなか強制権限等とるべき手段もないことから、調査におきましては必ずしも万全ではなかったといふことは認めていこうと思ひます。

○須藤美也子君 それでは、農水省全体の問題として再調査し、これまでの調査委員会を改め、公正かつ厳正な立場で再調査をしないかならぬ、こういうふうに思ひますが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) このたびの事案は現在司法当局で捜査中でございますので、事実が明確になつてきた時点におきまして、さらに検討をし、今後の方向を決めてまいりたいと思ひます。

○須藤美也子君 私は司法当局の問題を言っているんでないんです。農水省全体の問題を言っているんです。農水省全体として、こういう不祥事が次々と起こってくる、こういう問題に対して、今までの調査委員会では甘さがあつた、これを認めたいんです。でなければまた同じことを繰り返す。そういう点で、私は自浄能力を大臣がまず発揮していただいて、再調査を強く求めたいと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) そうした点も含めて検討してまいりたいと思ひます。

○須藤美也子君 今後検討するわけですね。では、その検討の状況を私ども見守るといふか、問題があればまた追及をしたい、こういうふうに考えております。

次に、牛の口蹄疫問題について御質問をいたします。

家畜伝染病の口蹄疫の疑いが強くなったといふことが三月二十六日の各紙マスコミで報道されております。これは、日本の畜産にとって大変ゆゆしき重大な問題であります。その中で、全国の畜産農家の不安は非常に大きいものがあります。

口蹄疫の非汚染国、発生源からの畜産物、生きている対象家畜の輸入を禁止していると聞きますけれども、実際はどうでしょうか。また、発生源で汚染の心配のある穀物のわらの輸入はどれだけあるのか。特にあれだけの豚の口蹄疫の被害の出た台湾を視野に入れる必要があると思いますし、中国も視野に入れる必要がある、こういうふうに思います。これらの国からどれだけ穀物のわらが輸入されているのか。そして、このような輸入も今回の口蹄疫疑いの一つの感染経路特定の調査対象になっているのかどうか、私の質問にお答え願えませんでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 私の方からお答えを申し上げます。

先週末に、悪性の家畜伝染病でございます口蹄疫の疑似患者が確認されたということでございます。そのうち口蹄疫が発生している国からの農産物といえますか、肉の輸入はどうかということでございますが、一つは典型的に申し上げますと、台湾からの豚肉の輸入は現在行われておりません。

詳細にお尋ねがございました稲わらについて申し上げますと、稲わらの輸入につきましては、日本貿易月表という資料に沿って申し上げますと、平成十一年四月から平成十二年一月、一年にはやや足りませんけれども、合計十九万トン余の輸入をいたしております。そのうち、御質問の台湾からは七万三千トンほど、それから中国からは三万六千トンほどでございます。

このうち台湾産の稲わらにつきましては、我が国に到着した際の消毒措置を実施するか、あるいは台湾におきまして三カ月間保管した上で加熱処理等の一定の条件を満たしたものを輸入するということになっております。また、中国産の稲わらにつきましては、我が国の植物防疫官が立ち会いのもとで一定の加熱処理を行って輸入するということを行っておるわけでございます。

その中で、特に台湾についてお尋ねがございましたが、台湾から輸入をされます稲わらにつきま

しては、今ほど申し上げました検疫体制をさらに一層強化するということで、昨日の午後から、台湾での加熱処理が行われたかどうかにかかわらず、すべてのものについて我が国の到着時にもう一度的確なる消毒措置を行うという措置を講じたところでございます。

○須藤美也子君 感染経路の特定の調査対象として、できるだけ幅広く調査をやっていたかどうか。それから、発生した農家が使っていたわらはどのものですか。

○政府参考人(樋口久俊君) お話ございましたとおり、ちょっと法令用語で申しわけないですが、疑似患者が確認をされておりました、これのまず感染経路を特定することが大事じゃないかと考えておるわけでございます。

いろんな調査のやり方でございますが、一つは、発生をいたしました農場で十頭ほど飼っているわけでございますが、その牛の導入をしてまいりましたものとの農場を確認する、それからいろんな調査をする。二番目が、近隣に農場が四戸ほどございますので、これについても調査をする。それから、診療した獣医師さん、これは大体一名が専門的にやっておられたようでございますが、この方がいろいろ担当しておられる農場、私どもとしては大体三十戸程度ではなからうかと思っておりますが、これの調査をする。それから、お話しございました使用しておられる飼料につきましましてその購入先等を洗うということ、今考えられる限りの要因について、関係者を動員いたしまして要

因の調査を行っているところでございます。今後とも感染経路の究明、まず大変大事なことでございますが、それに向けて情報の収集、分析に一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○須藤美也子君 疑似感染と言われている宮崎の農家の使ったわらは、お尋ねしたところ農協から買ったわらだとお聞きしたんですが、それでいいんですか。

○政府参考人(樋口久俊君) 私どもが正確に現在つかんでいるところまで申し上げますと、国内産の稲わらと米国産の粗飼料を使っておられるというところまで確認しております。その購入先は現在確認をしておりますのでございます。

○須藤美也子君 そういった問題がまだ究明されていないわけですか。ですから、どこから口蹄疫の疑似発生が出たのか、ウイルスの存在はどのくらいか、それから感染経路、先ほどおっしゃいましたけれども、こういう特定な調査に全力を挙げてやっていたかどうか。これは早急にやっていたかどうか、どうですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 口蹄疫は大変な病気でありまして、我が国の畜産業の将来を考えましても極めて重大な問題である、こういうふうに認識をいたしておるわけでございます。

したがって、そのウイルスを特定すること、あるいは感染経路を明確にすること、なおまた防止等についても万全の体制をもって撲滅すること、こういう方向に向かひましてできるだけ短時間で達成することができましように万全を期してまいる決意であります。

○須藤美也子君 続けて大臣にお尋ねいたします。家畜の移動制限が今かけられております。大変な状況です。地元では、これによるさまざまな被害の補償は新しい問題だと思ふんです。九十八年たつた今、この口蹄疫の問題が発生したわけですから、そういう点で、家畜取引市場が閉鎖される。これが口蹄疫と決まれば屠殺、殺傷されるわけですが、疑似ですから移動制限がかけられて、長い間、期間がどのくらいになるか、三週間ですか、そのくらいの期間だと思ふますけれども、もっと長いのか、その辺はよく教えていただきたいんですけれども、その期間、家畜農家、畜産農家の方々は大変困っているんです。肉は売れない、家畜取引市場も閉鎖され、どうしたらいいかわか

らない、こういう悲鳴を上げております。そういう点で、畜産農家の被害に対する救済措置を検討すべきだと思ふんですけれども、大臣、その点はいかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 移動規制は、口蹄疫の蔓延を防止し、周辺の畜産農家の財産を守るとともに、我が国畜産業への影響を最小限に食い止めるため、公益的な観点から必要不可欠な措置でありまして、農家の方々に御不便を強いることになりましても、これを認めていただかざるを得ない性格のものであると考えております。

このため、法律的にも強制的に殺処分の対象となつた家畜等に対する手当金等は別として、補償の規定は設けられていないという点に御理解をお願いいたしますと存じます。

○須藤美也子君 それではちょっと冷た過ぎるんではございませんか。今九十八年ぶりで、ぶりというのはいかぬんですけれども、九十八年今までは、一九〇二年ですよ、発生。九十八年ですよ。(一九〇八年)と呼ぶ者あり。そうですか、一九〇八年だそうなんです。そうすると、九十二年で中々起きていないんです。この問題について農家の経営を守るために救済措置を新たに検討する、こういう立場に立つのが農水大臣じゃありませんか。そうしなければ、農民はもうさっば向きません。

○政府参考人(樋口久俊君) 法律の規定は先ほど大臣からお答え申し上げましたが、なお畜産農家の皆様方がこれ以後円滑に経営を継続していただけるということは大事なことでございと思っております。

そのために、運転資金の円滑な融通が図られるよう、例えば融資機関に対する指導を行うなど、この後適切な対応を図っていきたくと考えております。

○須藤美也子君 救済措置を具体的に私は聞いてほしい。さらに、農家経営に打撃を与えないよう全力を挙げてこの問題に取り組んでいただきたい

い。これに対する決意のほどを大臣からお聞きをしてこの問題を終わりたいと思うんです。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) どのようなことが出来るかという点については今畜産局長の方から話がありましたが、そのほかにも損害あるいは犠牲をこうむった農家の方々に對してどのような処置がとれるか今後検討してまいりたいと思ひます。

○須藤美也子君 ぜひ検討をお願いしたいと思ひます。

それでは本論の大豆なたね交付金暫定措置法について質問をいたします。

食料・農業・農村基本計画では、国産大豆の需要を拡大し、生産の大幅な増大を図ることを課題とし、新たな水田営農対策でも本格的な生産を推進する、こう位置づけました。そこで、大豆の自給率目標、生産努力目標、作付面積、十アール当たりの収穫、これはどのような方針を提示しておられますか。

○政府参考人(木下寛之君) 三月二十四日に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきまして、大豆生産に関する課題が解決された場合において実現可能な国内生産水準である生産努力目標につきまして二十五万トンというふうになっているところでございます。

なお、この生産努力目標に係ります十アール当たりの収量は二百二十一キログラムでございます。これを前提とした場合に必要となる作付面積が十一万ヘクタールでございます。

また、以上のような生産努力目標及び平成二十二年におきます望ましい食料消費の姿を踏まえた自給率目標は、製油等を含めた大豆全体で五%、また豆腐用、納豆用など食品用で二%というふうになっておるところでございます。

○須藤美也子君 私、この数字で非常に矛盾を感じる点があるんです。それは作付面積です。作付面積が九八年も十一万ヘクタール、十年後も十一万ヘクタール、これは矛盾していませんか。どうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 御指摘のとおり、平成十一年度の大豆の作付面積と平成二十二年の作付面積は、十一年度が十萬八千ヘクタール、また平成二十二年が十一萬三千ヘクタールというふうになっているところでございます。

大豆の生産努力目標でございますけれども、多収化あるいは生産コストの大幅な低減、良好でばらつきのない品質の確保等の取り組みを通じて、国産大豆の需要を拡大し、生産の大幅な増大が図られた場合の生産の姿を示したものでござい

ます。この場合、全体としての作付面積は先ほど御説明したとおりでございますけれども、その内容を見ますと、都府県の畑作大豆が減少すると見込まれる一方、水田におきましては、本格的な生産により団地化や担い手の集約が進み面積が増加するというふうに見込んでおるところでございます。

なお、生産量につきましては、先ほど十アール当たりの単収について御説明申し上げましたけれども、水田におきまして本格的な生産の推進等によりまして、単収が平成十一年度の百七十三キログラムから平成二十二年には二百二十一キログラムまで増大するというふうに見込んでおるところでございます。そういうふうな見通しのもとで平成十一年度の十八萬七千トンから平成二十二年には二十五萬トンに大幅に増加するというふうに見込んでおるところでございます。

○須藤美也子君 そういう計画は机上の空論ではありませんか。十年たっても十一万ヘクタール。確かに、大豆の生産は担い手に集中する、排水対策を進め、コスト削減を図ると中身としてはおっしゃいました。しかし、現場を見ていただきたいと思います。うんですが、今大豆を本作にすることで取り組み始めている産地がふえているということは御承知のとおりですね。作付面積を拡大することによって、大豆の生産をふやすことが可能であるんです。

また重要なことは、水田の減反面積が九十五万ヘクタールも実施されている中で、転作作物として

大豆を奨励し、耕作放棄地にしないように指導するのが国の指導だと私は思うんです。ところが、大豆の作付面積は十年後も十一万ヘクタール、そして中身はコスト削減で収穫をふやす、こういうものではないと思うんです。大臣はいつもの多面的機能、多面的機能とおっしゃいますけれども、水田をこのままにして何が多面的機能なのか、私はそう言いたくなるんです。

例えば、確かに品質のよいものは高く売れ、収穫が上がればコストも削減される、これはみんなわかっています。しかし、基本計画で大豆の本格的な生産を推進することを提起したわけですから、積極的に取り組みを推進すべきだと思ひます。

特に、国民の多くは国産大豆を食べたい、こう願っています。基本計画では、今後、健康の観点から消費について大幅に増加することを見込む、望ましい消費の姿として大豆消費の十七萬トン増大という課題を示しています。食品用を中心に国産大豆の需要を拡大し、生産の大幅増大を図ると提起しているわけです。

大豆の食品用は、資料を見ますと需要五百万トンに對して百万トンです。しかし、政府の目標値で計画が達成したとしても豆腐、納豆など食品用自給率は一四%から二一%ですね。これで私の言っていること間違いないでしょう。どうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども平成二十二年に向けてまして、大豆の本格的な生産に向けて格段の努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

ところで、大豆につきまして、地域によりまして、あるいは農業者によりまして相当程度の格差があるというのが現実でございます。ちなみに上位五県の平均をとってみますと、大豆の単収が二百四十四キログラム、一方で下位五県の単収をとりましますと十アール当たり八十五キログラムというふうに大幅な格差がございます。

また、農家をとってみましても、優良事例を見ますと、個人では二百八十八だとか、あるいは集

団で見ますと二百六十五というふうに相当な格差があるというのが現実だろうというふうに考えているところでございます。私ども今回の各県の対策を講ずることによりまして、大豆につきまして本作化を目指したい、そのような本作化を目指す中で、単収につきまして大幅な向上を図るというふうにご考えているところでございます。

○須藤美也子君 では、具体的に例を申し上げたいと思ひます。例えば、JA庄内たがわ、私の方で大合併をしてJA庄内たがわができました。このJA庄内たがわでは生協と提携して、三川農協支所では水田二千二百ヘクタールで生産調整が五百四十三ヘクタールです。この生産調整の水田二百五十ヘクタールに一ヘクタール以上三十九団地、十二名で大豆の作付を行いました。

水が入らないように土を盛り上げて、そして品種はリュウホウ、これはわせです。スズユタカ、青豆など、地元大豆でつくった豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、これは消費者と、生協と提携していますから、少々高くとも国産物ということで大変好評であります。そのためには地元の加工業者も少々高くつく。でも、これがお店に並んで今や消費者にとっては国産大豆でつくった納豆、豆腐、これが大いに普及されているんです。

こうしたことを、国が大豆を本作としてこれを提起するのであれば、もっと国産大豆を奨励する、普及する、そのためには面積もふやしてどんな大豆をつくるように奨励していくのが筋ではないかと私は思ひます。

ただし、問題は、このJA庄内たがわの三川農協支所でも、十アール当たりの収量は米の半分です。米の半分以下です。一俵当たり六千円ぐらいです。そうすると、交付金あるいはこれまでは不足払い制度があった。ところが、それがなくなつて交付金になると大変なことになるといふことで、大豆農民は非常に先行き不安、こういう状況が広がっているんです。

この点について、大豆の価格の問題、不足払い制度を廃止して今度は交付金制度にするといつて

おりますが、手取りとして不足払い制度と同じ手取りが確保できるのかどうか。これ、いかがでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の法律改正によりまして、交付金制度につきまして不足払い方式から一定額の定額方式に改正するというような御提案をされているわけでございます。

新しい交付金制度の初年度の交付金単価でございますけれども、六十キログラム当たり八千三百五十円というふうなことを予定しているところでございます。この水準は、ここ数年の交付金単価に比べて高い水準となっているところでございます。また、その安定的運営を確保し得るよう、生産費などの趨勢的な変化率によりまして単価を調整するというふうにしていくところでございます。

また、このような交付金の定額化にあわせまして、価格変動に対する措置として、今回十二年産から大豆作経営安定対策を講じることとしているところでございます。その運用に当たりましては、新たな仕組みへの移行定着状況、また価格形成の実態等を踏まえながら、今後、適宜必要な見直しを図ることとしていくところでございます。

これらの諸対策によりまして、私どもは農家経営の安定が図られるというふうに考えているところでございます。

○須藤美也子君 六十キロ、八千三百五十円ですね、交付金が。これは、ずっとこれから先続くんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 初年度の交付金単価につきまして八千三百五十円というふうに申し上げましたけれども、今後、私どもは交付金単価につきましてその安定的運営を図りたいというふうな考えでいるところでございまして、生産費などの趨勢的な変化率によりまして単価を調整していきたいというふうに考えているところでございます。

○須藤美也子君 農家は、これまでの手取りを確保してほしい、これが最大の要求であります。

例えば、販売価格の問題で、大豆の価格形成は原則的に入札で行われるわけですね。そうしますと、九九年の入札結果は前年度比で十一月は、六十キロ、マイナスが三千四百六十六円、十二月がマイナス二千三百三十三円、一月がマイナス千六百四十五円、こういふ下落が続いているわけですね。なぜか。それは食品メーカーなどは春先に米国産大豆の契約を結ぶために、国産大豆の価格は春以降は下落する傾向にある。こういう状況が続くなら、価格の回復は難しいのではありませんか。どうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 十一年産大豆につきましては、一つは輸入物の大豆の価格が下がっていること、あるいは大豆の製品の消費が不振であること等を踏まえまして、確かに十一年産、十一月、十二月の出だしは低い水準でスタートしたわけでございますけれども、ことしに入りまして、例年でございまして年内は高い水準であるわけですけれども年を越すと急激に下がるというものがこれまでの大豆の価格形成のパターンでございまして、十一年産につきましては、本年に入りましてもほぼ横ばい推移をしているというふうな状況でございまして、二月の段階でございまして前年同月比八割程度のマイナスというふうに推移をしているところでございます。

私ども、十一年産につきまして消費の拡大を図る、あるいは国産大豆、四月から表示のやり方につきましても変更するというふうにしていくわけでございますけれども、これらの消費拡大対策を講じることによりまして価格の維持に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○須藤美也子君 入札で値幅制限がなければ大幅下落する可能性があるわけですね。大幅下落の歯止め措置は検討されているのでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 十二年産から新たな入札の仕組みに改正すべく現在検討を進めているところでございます。公正な第三者機関で実施をしたいというふうに考えております。

ところで、御指摘の大豆の入札でございましてけれども、これまでも、いわば全農と売り手があらかじめ決めております入札予定価格以上のものを対象とする、これによりまして異常な安値を防止してきたところでございましてけれども、十二年産から実施をいたしております新たな入札の仕組みの中でも、当面入札販売予定価格の制度を採用するというによりまして、異常な安値を防止していきたいというふうに考えているところでございまして。

○須藤美也子君 自主流通米の入札で値幅制限を緩和、撤廃した途端に米価はどんどん下がった。これは例があるじゃないですか。

こういう中で、大豆を本作にし、転作にし、交付金もやるよ、ことしは転作奨励金もやる、いろいろやりますよと。スタートの時点はそういうことを確かにするかもしれない。しかし、この生産は長く続かなければ意味がないんです。そういう点で私は、価格が安定してこそ展望を持って農家が生産に励むことができる。大豆の本作を推進する方向を示した以上、実効あるものにするには不足払い制度はどうしても必要だ、こういうふうに私は考えます。

しかし、どうしてもこれを廃止するというのであれば、不足払い制度と同様の手取りを確保する、こうしたことを生産者に約束する、確約する、その保障があるのかどうか。これは大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 新たな交付金制度における初年度の交付金単価は六十キロ当たり八千三百五十円とすることを予定しておりますが、これはここ数年の交付金単価よりも高い水準となっており、その安定的運営を確保し得るよう、生産費などの趨勢的な変化率により毎年単価を調整することといたしております。

措置として、大豆作経営安定対策を導入することとし、その運用に当たりましては、新たな仕組みへの移行定着状況、価格形成の実態等を踏まえ、適宜必要な見直しを図ることといたしております。これらにより、農家経営の安定が図られるものと考えておるところであります。

○須藤美也子君 ことしだけでなく、大臣の御答弁については、来年これがどういふふうになるか、動向がどうなるかが試されると思いますが、農家の皆さんと御一緒に見守っていききたい、こういうふうに思います。

さらに、最後に菜種問題について簡単にお尋ねをいたします。

菜種は国内で生産できる数少ない貴重な油脂資源作物であります。青森では主にパレイシヨとの、鹿児島では主にカンショとの輪作体系に組み込まれております。そして定着をしております。地域にとつては重要な作物であります。食用の油の原料の圧倒的部分を輸入に頼る中で、遺伝子組み換え大豆、菜種の拡大で、安心感を求める消費者の間には国産菜種に対する見直しが始まっている、このことは御存じだと思います。消費者団体等の要請もあり、わずかながらあっても各地で菜の花畑の復活が始まっております。

これは北海道です。(資料を示す)きれいでしょ、菜の花畑。菜の花の咲くころではないんですけれども、菜種栽培を各地でやっているわけですよ。そこで、国内での菜種生産を維持、拡大していくことは大変重要なことだと思っております。いかがでしょうか。もう一つ、交付金がなくなれば栽培は大変難しい、こういうふうにおっしゃっております。この分も含めて交付金制度にかわる対策は何か、この二点、最後に大臣の答弁をいただいで終わります。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 菜種は重要であると思っております。

このため、このような生産、流通事情の多変な踏まえ、平成十三年産から農家経営の安定にも配慮をしつつ、安定的な契約栽培の推進に資するよう実需者ととの事前契約のもとに生産し販売される菜種につきましては、定額の単価により助成するような方策を講じる方向で検討しているところでございます。

例を挙げれば切りがないほどあるのであります。が、私の知り合いがやっております大地を守る会、これはもう既に三十万トンを超える国産大豆を確保することができるといふ状況になりました。この場合の特徴は、新たな産地を探すと、いうことじやなしに米や野菜の産地と組んでいく。つまり、輪作体系の中に大豆を位置づけていく。これでいきますという、減農薬の生産、有機農業生産等々がやりやすいからであります。

○國務大臣(主沢徳一郎君) 食料・農業・農村
本計画におきましては、国内の農業生産の拡大
を図ることを基本として食料の安定供給を確保す
ため、平成二十二年度における大豆の生産努力
標を二十五万トンとしたところでござい
ます。

○谷本鶴君 従来の農業政策は、主産地を形成してそこで単品生産でやってもらいますというやり方が支配的でありました。ですから、農村における加工というもの、あるいは地場流通というのがあるということが、重要な点である。このように認識をいたしているところであります。

最近、地方の経済界の動きを見てみると、いろいろな動きが出ております。例えば私が日新聞で読んだ例であります。これは宮城県丸森町の例であります。商工会議所が自給農家余剰大豆を集めて地元の豆腐屋さんに頼んで豆腐をつくって販売をした。

私の友人がやっております山形県の長井市にけるレインボープラン、つまりこれは地城循環農業生産であります。そして、地場を基本とし

転じていくわけでありますから、そういう方式
考えている。であるから、最近商工会議所など
地場加工、地場流通について非常に大きな関心
持ってくれるようになってきたというような状
等があるわけであります。

委員がおっしゃられるように、地産地消が農業政策の基本でもある。私の岩手県の北上山系におきましては、いまだに豆腐を自家消費しているわけです。それを例えば豆腐田楽にしまして道端で売るといふことをしました。そうしましたら大変評判がよくて、今これは非常に潤っておる。

こういうような事例を考えてまいりますと、特

事であります、こういうふうを考えます。
○谷本巖君 次に、交付金の問題について伺いた
いと存じます。
先ほど大臣も数字を挙げられました、平成十
二年産の場合には八千三百五十円。これからは連
年産の助成単価に生産コスト等の変動率を掛けて
算出したしますというものが示されております。
ということは、大豆の生産はこれから生産性が
あがり、コストが下がる、という状況になってくるわけ
です。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の交付金制度見直しは、市場評価の高い大豆を生産した生産者がより高い手取りを実現できる、そういう方向での改正でございます。

一部を生産者に還元する、そういうような仕組みとしたところでございます。これらによりまして収益性の高い大豆生産が誘導できるものと考えております。

今後とも、意欲ある生産者が規模拡大を行うことも十分可能であるというふうに考えております。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の算定方式でございますけれども、従前のような生産費水準、一万四千円前後でございますけれども、一万四千円前後の水準に生産コストの上昇率を掛けて生産費水準を出すというのが従来のやり方でございまして、生産性の向上がありますと、基本的には、若干の時間的なずれはございますが、端的に答えてくださいますかと伺っているんです。

千三百五十円というような水準でございます。の
のような千三百五十円という水準に生産性の向
上等々を踏まえた率を掛けてくるわけでござい
まして、先ほど申し上げましたように、一万四千
の生産費水準と八千三百五十のすき間の水準が
あるわけでございまして、いわばそのすき間の

準、六千円程度のすき間でございますけれども、このすき間については基本的には生産者の方に留保されるというふうに考えております。

したがって、従来と違ひまして、一部分は国民の方に還元される、一部分につきましては生産者へ保留されるというふうな仕組みが今回の仕組みだろうというふうに理解をいたしております。

○谷本 議員 ということは、価格は年々下がるというふうになってしまふのじゃないですか。ですから、それよりもっと急ピッチにコストを下げていかないと生き残れない算式だと、そういう算式というふうになるんじゃないですか。

○政府参考人(木下寛之君) 交付金単価の算定につきましては、趨勢的な生産性の向上を織り込んでいくというふうにしていくわけでございまして、八千三百五十円の水準自体につきましては、いわば一万四千円というふうな生産費の水準をベースにした生産性の向上分、趨勢的でございますから相当程度時間的ロスがございますけれども、金額、生産性の向上分が定額交付金の算定に入らないというのを申し上げているわけでございまして、一部分につきましては、生産性向上分につきましては生産者の方に保留されるというふうな仕組みでございます。

○谷本 議員 どうも、いよいよもって私にはわからなくなりました。

わからないことをもう一つお尋ねしたいんですが、きょう午前中に藤井先生から何で暫定法案だと、この説明もわかつたようなわかつていないような説明なんですよ。

ここで私が伺いたいと思うのは、六十キロ、平成十二年産の場合には八千三百五十円という数字が出ていますね。これ普通だったら法案が成立した後に数字が出てくるんですよ。ところが、法案が成立する前に数字が出ています。これも順序が少々おかしいのじゃないですか、どうなんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 新たな大豆の交付金

の単価でございまして、御指摘のとおり、新しい算定方式の法律案が通りますればということの前提でのご説明でございます。

昨年の秋、実際に予定という意味で決めさせていただいたわけでございますけれども、そういうふうな決定時期を早めたという理由につきましまして、実需者のニーズの動向を踏まえて、生産者がどういふ銘柄の大豆をつくっていくか、そういうふうな検討の時期、あるいはそういうことを踏まえて種子の手当てをする期間が要るわけでございまして、そういうこと等々、必要な期間を考慮しまして、一応予定ということでございますけれども、こういうような法律案が通りますれば初年度の交付金単価につきましては、かくかくしかじかの単価を予定しているというふうにさせていただいていこうとございまして。

○谷本 議員 ですから、私も予定ということの説明を受けていないんです。決定値としての説明をこれまで受けてきているんです。そこらところはきちっとやっていただかないと困ります。次に、もう一つ念押しの意味で伺いたいのであります。この法案の第二三条三項では「販売することを主たる目的として大豆の生産を行つて」と認められる生産者の生産費「云々」という言葉が出てまいります。ということは、局長、地場生産、地場流通、地場加工、こういう生産者なども対象にして当然やっていきますというふうに理解しておいてよろしいですね。

○政府参考人(木下寛之君) これまでの交付金制度でございます。いわば全農あるいは全集連の一元販売ということで来たわけでございまして、今回の制度改正に当たりまして、従来のような全農あるいは全集連の一元販売では地域における流通もなかなか難しいというふうな問題もございました。したがって、十二年産からの入札でございますけれども、予定数量の三分の一につきましては入札というところでやっていただく。残りの三分の二でございますけれども、そういうような入札の価格をベースにして、例えば契約生産あ

るいは相対取引というふうな道も開き、そしてまた単協あるいは経済連を通じて販売できるところとところでございまして、まさに先生御指摘のような方法につきましても対象になり得るというふうに考えているところでございまして。

○谷本 議員 そうしますと、地場生産、地場加工、地場流通などやっておる生産者もきちんとして対象にしながらやっていきますといううまいに理解しておいていいですね。

○政府参考人(木下寛之君) 全体の調整販売計画の中で位置づけるといふことは大事であると思ひますけれども、従来と違ひまして、そのような調整販売計画の中で、単協なり経済連が入札の価格をベースにした契約生産あるいは相対取引ということで御指摘のようない方が可能だということに考えております。

○谷本 議員 どうもそういうふうなことでやっていると、地場生産、地場加工というのが非常に難しくなってくる。だから、そこらところはきちっと大臣も地場生産、地場加工というのには大事だということをとおっしゃっているんですよ。これは我々はやっぱりやっていかなきゃならぬのです。だから、そういうものについてもきちんとして積極的に対応できるような運用を考えていただきたか、このことをお願いしておきます。いかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 極めて大事なことでございます。ともすれば今までは生産者と実需者がなかなか直接に、必要なものをお互いにわからないでやってきたという面が多かつたんじゃないかと。したがって、今度は必要なものを生産し、それをまた高く評価していただいて使ってもらう、こういうことが可能になってくると思うわけであります。

地場でやっておる場合におきましては、道行く人が、例えば豆腐、田楽豆腐と私は言ったんですけれども、そのほかにも凍り豆腐なんというのをつくっております。これは地場の特産物に今なり

つつあるわけでございます。だから付加価値等も加えまして高く評価をしてもらうというふうなことが蔓延していけば、非常に大豆生産は安定してくる、こういうふうな考えるわけでございまして、できるだけビジネスのチャンスを与えていくという趣旨をこの法案の中にもかなり盛り込んでおるというふうに御理解いただければと思ひます。

○谷本 議員 局長、そうすると、地場生産、地場加工などもこの運用の中できちんとして含めてやっていくことができるように検討していただくことができる。検討していただけたらいいですね。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、先ほど大臣が答えたとおりでございます。そのような地場流通につきましても、全体の交付金対象の中で運用できるように工夫していきたいというふうに考えております。

○谷本 議員 最後に、改正案の第二三条三項で言うところの再生産確保とは何を指しているのかというところについて伺いたいと存じます。

改正案の第二三条三項は「生産者の生産費その他の生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参照し、大豆の再生産を確保することを旨として定めるものとする。」と、こう述べております。ここで言う再生産の確保とは何を指していることであらうでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の見直しは、生産費と平均的な販売価格の差を初年度の交付金単価といたしまして、これを毎年趨勢的な生産費の変化率で調整していくというものでござい

まして、したがって、販売価格の維持向上を図ることが今後とも大豆生産を確保していく上で重要となるわけでございまして、需要の動向に

応じた生産の誘導、あるいは生産団体の販売努力に相まちまして国民経済上必要とされるような量、質の大豆の再生産が確保されるものというふう

に考えておるところでございます。いわば再生産につきましましてはこのような意味で用いているところでござい

○谷本健君 再生産の確保を旨として定めるといふことは、今のやうにだけじゃないんです。古くからこれは出ていたんです。終戦直後の食糧法の解釈については、これは個別農家を指しての再生産の確保でありまして、こういう解釈が昭和四十年代まで続きました。ところが途中で変わるんです、四十年代に入って。どういうふうに変ったかという、米の流通量、必要な流通量ですね、全体が確保されるかどうか、これが再生産の確保だという解釈に変わってまいりました。

今、局長が言う話というのは国民経済的に必要とされる量であり質だと、こういう話でありまして、これもわかつたやうなわからないやうな話なんです。そうじゃないに、やはり政府が大豆の生産量というのはちゃんと目標を決めておるわけでありまして、その目標なら目標ということにやはりきちっとした方がよいのではないかと。国民経済的に必要とされる量であり質でありまして、言つたつて、これは何のことかわかりませんよ。いかがですか。

○政府参考人(木下寛之君) 米についての解釈について先生の御指摘のとおり私も承知をしていて、わけございまして、繰り返しになりますけれども、私も、大豆の交付金の算定に当たりまして考慮すべき再生産というものにつきましましては、国民経済上必要となるやうな量あるいは質の再生産が確保される、そういうやうな意味での再生産というふうに理解をしていて、ところでございまして。

○谷本健君 時間になりましたので、終わります。

○鶴保庸介君 自由党の鶴保でございます。

今回の法律案を考えると、私の地元の方で大豆及び菜種というのは必ずしもメジャーな作物ではなく、ちょっと自分なりにイメージのわきにくくものであったんですが、大豆政策全体のことを考えてみまして、この法律案が一体どういう位置づけになるのかということを考えてみました。全体として見たときに、大豆政策の、消費の拡

大あるいは価格競争力の向上、コストの削減努力でありますとか、そしてそういう実需者ニーズの動向を把握して生産者との需給の調整をより図っていくこととか、生産拡大を促してまた自給率の向上、ひいては農家所得の向上につながるやうな、一連の好循環をねらったものであろうというふうな、私なりに理解をしております。そういう各点、さつき言いました消費の拡大でありますとか、価格競争力の点でありますとか、あるいは動向把握というやうな点について、それぞれについての問題点をちょっと質問させていただきたいと思ひます。

まず、今回の法律案の最も目玉になります動向把握といふ点、実需者ニーズとそれから生産者の調整の橋渡しになる部分であります。今回の改正で本当に画期的だと思ひますのは、価格形成の仕組みや取引形態が大幅に改正されております。その点、まず冒頭少し説明をいたしたい、特に後、質問を続けていきたいと思ひますが、特に全農の役割などの部分を中心に御説明いただければというふうに思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の法律案、御提案している内容は、一つは交付金につきましまして不足払い方式から定額交付金化に変えようという内容でございます。このやうな制度の改正とあわせまして、従来、ともすればいろいろ御批判ございまして、大豆の入札制度についてもできるだけ透明性あるものにして、というふうに考えているところでございまして。

従来は全農が開設者であり入札者であったという点がございまして、開設者、売り手、買い手の中立の機関として第三者機関を設けるという中で、できるだけ市場につきましまして透明性を持ちたいということ、もう一つは、従来、不足払いでございまして、全農がいかにどの価格で売ろうと生産者の手取りは同じ水準であったわけでございますけれども、今回、冒頭申し上げましたやうに定額交付金化にするというところでございまして、したがって、全農がいかにうまく売るか、

あるいは高く売るかということによりまして生産者の手取りがふえるあるいは減つたりするわけでございますので、そういう意味で全農の役割が重要になってくるというふうに考えているところでございまして。

○鶴保庸介君 それでは、需要の動向に即した大豆生産を確保するという御趣旨でございますけれども、こういう作業というのは実は大変な作業であらうというふうに思ひます。

播種前に的確な情報を生産者に提供する必要がありますが、そして品種選択や生産量を決定する必要がある。考えてみますと、それにはまず需要と供給の需給を的確に把握して、それからそれを生産体制に確実にフィードバックしていく、こういう二段階の作業が必要なんじゃないかというふうに思ひます。

それでは、まず実需者、需要者のニーズというのはどうやって判断するかというあたりなんです。さきほど、単なる価格の高低で判断するということがあれば、新品種を出そうというやうな場合、あるいは野心的に新たな嗜好なんかをつくっていく、リードしていくやうな状況をつくっていく、これは反応しにくい状況をつくってしまうのではないかと、というやうな気もいたします。その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 今後の大豆生産を振興するに当たりましては、まずは実需者ニーズに沿った販売なり生産をすることが基本というふうに考えているところでございまして。

こういうやうな観点から、生産者と実需者が一体となりまして協議会におきまして両者のいろいろな情報交換を緊密化したいということを考えております。このやうな協議会につきましまして中央段階あるいは県あるいは現場というふうに考えておりますけれども、そのやうな情報交換の協議会のはかに大豆情報委員会というのを毎月開催していただくございまして、大豆情報委員会の中では、大豆の需給あるいは大豆製品の売れ行き、価格等々の情報について関係者が意見交換をする。

そういうやうな意見交換をした結果を具体的に個々の生産者レベルまで周知徹底を図っていくというふうに考えているところでございまして。

○鶴保庸介君 ありがとうございます。

それでは、こうした情報を的確にフィードバックするという第二点目でありまして、情報はある程度そういうところでは公定力を持ったものでなくてはならぬのではないかと、というふうに思ひます。

そうしたことを考えたときに、本法案が第三者機関を設置して取引の情報公開あるいは公正性を担保しようとしておられるというやうな規定がございまして、第三者機関を財団法人日本特殊農産物協会に置くのはまずなぜなのか。これまでの取引における問題点を指摘していただいた上で、こうした第三者機関を置くことによつてどの部分が改善されるか、どういった点が目玉になるかというあたりを明確にしておく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

特に、公益法人との癒着なんかもいろいろな分野で、この農産物の分野だけでなく癒着が問題視される中で、より透明性の高い組織を第三者機関とすべきではないかというやうなことも視野に入れたお答えをいただければというふうに思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 現在大豆の入札取引でございますけれども、売り手でございます全農がもう一方で市場の開設者を兼ねているというやうなところでございまして、したがって、今回は売り手と買い手、それから市場開設者を分離しようというふうに考えているところでございまして。

そのやうな市場開設者はどういった者が一番適当かという点でございますけれども、私どもは公正あるいは中立を確保し得る機関というのがまず第一の要件だろというやうに考えているところでございまして、これまでも大豆の交付金制度につきましまして、大豆の生産、流通に関する業務を実施してきた機関といたしまして、御指摘にもございまして財団法人日本特殊農産物協会というのがご

ざいますので、このような機関を活用するのがある意味では一番透明性ある市場形成に効果があるというふうに考えているところでございます。

○鶴保庸介 君 よくわかりました。

それでは、需要動向の把握ということをおきまして、そもそも需要の拡大についてのお話、これは直接この法案にかかわるものではございませんが、大豆政策全体として見たときには必ず必要になってくるのではないかとというふうに思います。何度も議論をされておられる、衆議院の委員会なんかでも出ておられる由でございます。何といたしても国産大豆の消費拡大を目指すということは大巨も明確にされておられます。この点について何か具体策をお持ちでしょうかということをお聞きしたい。

PR活動はある程度の効果はあるでしょうけれども、PR活動で済む問題ではないというふうに私も思いますし、あるいは国産大豆の表示というように果たしてどれほど効果を持つのかというあたりは、やや懐疑的な部分もあります。いかがでしょうか。

○国務大臣(沢村徳一郎君) 国産大豆の消費を拡大するためには、まず契約栽培やロットの大型化などの取り組みを拡大することにより、消費者や実需者が国産大豆を進んで選ぶような状況をつくり出すことが基本であります。

こうした生産者の取り組みとともに、やはり今の消費者の動向が大事だと思います。消費者は安全でおいしい大豆を求めている、こう私は考えております。といいますのは、例えば遺伝子組みかえ食品等、大豆におきましてはかなりの部分を占めておるわけでございまして、国内の大豆に要請されるところは、非遺伝子組みかえの大豆、それから同時に、家庭で使われる豆腐とか納豆とかみそとか、こういうようなものはやはり国内の大豆が非常に口に合っているんじゃないか、こういうことで消費者のニーズも国産大豆の方に向いているというふうに考えているわけでございます。そういう消費者の方に向かいまして、大豆の消

費拡大フェアの実施や健康食品としての有効性のPR、国産大豆を一〇〇％使用した商品の国産大豆使用の表示を可能とする国産大豆の表示制度の改善を行います。また国産大豆シンボルマークのPR等によりまして、消費者の国産大豆に対する理解を深めることが重要と考えておりまして、こうした取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えています。

○鶴保庸介 君 大臣のお答え本当にありがとうございます。

ただわからないことが一つ、大豆使用という表示をすることの状況を少し具体的にお話をいただきましたけれども、業界全体の取り組みであるのか。これを法制化の一つに組み込んで、そういった動きをすることができないものか、その辺についてちょっと伺いたいんですけれども。

○政府参考人(木下寛之君) 昨年八月に業界の実施基準として国産大豆一〇〇％使用した商品のみ国産大豆使用とするというように決まっています、ことしの四月から実施をする運びでございます。

このほかに、本年四月施行予定の改正JAS法でございすけれども、現在、加工食品表示基準の制定準備が進められているところでございす。この基準案におきましては、原産地など特色ある原料を使用したことを表示する場合には使用割合の表示を義務づけ、また国産大豆使用という表示は一〇〇％国産大豆使用の場合に限ることとしておるところでございます。

このような基準につきまして、私も三月三十一日に告示の予定でございますけれども、来年四月一日から適用するというような運びでございます。

○鶴保庸介 君 ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

消費が拡大して、そしてその拡大に応じた生産、需要ニーズに応じた生産をしていくということをしていけば、当然生産の拡大につながるというふうに思うわけですが、ただ、そこに一つ落

し穴があります。先ほども言いましたとおりコストの削減あるいは価格競争力の向上という努力を忘れてはならないというふうに思います。

そこで、その点についてまた伺いをしたいのですが、大豆の価格競争力を高めるためには本場にさまざまなアイデアなり議論があろうと思えます。先ほど来、委員の方もおっしゃっていらっしゃいます。地場生産、地場流通、地場加工などといううな面も本場に大事なところじゃないかというふうに思います。

そこで、農協や農協区域やその県境を越えて複数の大豆産地がまとまって大型集荷施設を整備することが、一層の流通コストを低下させたりあるいは施設稼働率の向上を図られたりというふうにとらえがちなように思いますが、そのとおりだと思ふんですが、その辺のまず見解を伺ってから次の質問に移りたいと思ふます。

○政府参考人(木下寛之君) 大豆の共同乾燥施設でございすけれども、施設の規模が大きければ大きいほどコストの低減が図られるというふうに考えておりまして、複数の大豆産地がまとまって施設を整備するのは有意義であるというふうに考えております。

ただ、そのような乾燥調製施設を利用するに際しましては、収穫した大豆の品質が低下しないということも大事でございます。収穫後一定の時間内に施設に大豆を運ぶ必要があることから、おのずと範囲にも限界があるわけでございす。いずれにいたしましても、このような共同乾燥施設をできるだけコストが安いよう運用する必要があるわけでございすので、できるだけ複数の大豆産地がまとまって整備する必要があるというふうに考えております。

○鶴保庸介 君 そのとおりであらうというふうにも思ふんですが、ただ私がちょっと疑問に思ふのは、先ほど実需者ニーズに的確にこたえるというところでございす。そしてまた、その実需者ニーズを的確に判断するといいますが、情報集めをして、多様な実需者ニーズが出てくる

であらうということをこれから把握をしていくという努力をされるということですが。

そうしますと、いわゆる大規模化を進め合理化を進めるということと多様な実需者ニーズということとは、ともすれば両立しないケースが多いのではないかとというふうなところが私にはあるんです。ニーズの的確な把握が進めば進むほど多様な品種の確保が必要となつてくる場合も予想されるのではないかと。こうした危惧に対して農水省はどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 繰り返しになりますがけれども、やはり大豆につきましては実需者ニーズに対応した安定的な供給を図ることが基本だというふうに考えております。

それでは、どういうような希望があるのかという点でございすけれども、一つは規模拡大なり機械化によりまして低コスト化を目指す産地もあるというふうなことでございす。また一方では無農薬栽培等によりまして高付加価値化を目指す産地もあるかと思ひます。

そういう意味で、どういうふうな生産なり販売戦略をとるかということにつきましては、それぞれの産地が置かれた条件等々に対応して選択する必要があるだろうというふうに考えているところでございす。

○鶴保庸介 君 それぞれの産地ということでございますが、その産地のことでございすけれども、農水省は今までの政策の中でやや特産地化を進めておられたというふうなことは聞いております。特に、合理化のため流通施設稼働のコスト削減のために特産地化を進めて大規模化することを奨励してこられたというふうにも聞いております。

先ほど来問題意識と重複するのでございす。特産地化を進めても必ずしも成功事例ばかりではない。例を挙げれば幾らでも出てくるわけでございす。代表的な例に青森県のニンニクとか高知県のショウガとか、国の思惑にもかかわらず、結果として国産品の価格上昇あるいは消費の

こうした場合を考えると、特産地化は国内農業全体から見て不利な点があるのではないかというようにおそれる感じます。その辺について、農水省の方のお考えをいただきたいと思っています。

○政府参考人(木下寛之君) 我が國で生産されております農産物の中には、御指摘のような特定の地域に生産が集中し、いわば特産物として産地を形成しているものがございます。このような農産物につきましては、地域の気象あるいは土壌条件等の立地条件に適合する形で、長期にわたり市場や消費者の評価を得る中で産地化されてきたものというふうに受けとめております。

このような特産物の生産につきまして、特色ある農業生産の展開あるいは農業経営の複合化の推進等々を通じて、地域の農業の発展に寄与してきているというふうに理解をしておりますけれども、また一方で、消費者に対しては、多種多様な農産物を供給することを通して、多様な食生活を支えているというふうに考えております。

私どもは、今後ともこれらの特産物が消費者に支持されるよう、ニーズを的確に把握しつつ品質なり生産性の向上に取り組んでいくことが重要だ
というふうに考えております。

○鶴保廣介君 私なりに理解をさせていただくのは、そういう特産地化のものをできるだけ各地場
の、先ほどの委員のお話ではございませんが、努
力を継続していただきたいということだろうとい
うふうに理解をさせていただきたいと思います。
時間がありますので、最後に、先ほど来言
いました消費の拡大あるいはその動向把握とか、
そしてコストの削減をした上で最終的に、野心的
と言っているんでしょうか、自給率の向上、そし
て究極の目標としてまた農家所得の向上という
うなことがあると思います。

ただ、農家所得の向上ということには、今回の改正案の中に経営安定対策があるというふうに各分御答弁されると思います。所得の安定という使

安定策にすぎないと言ったらちよっと言葉が過ぎますが、農家に輪作あるいは転作を勧めておられる農水省の政策の全体の中から考えますと、やはり農家全体の農業所得トータルに着目したような政策が必要なのではないかと。

カナダなんかでは収入保険制度というようなことがあるといふふうにも聞いておりますが、こうした制度を踏まえて経営安定策を講じる考えはないか、最後にお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 経営全体として農業収入なり所得に着眼した経営安定対策でございませう。

現在、私どもは、品目ごとの価格政策につきま
していろいろな手法があるというのが現実でござ
います。こういう中で、品目別に価格政策の見直
しを実施してきているところでございます。その
中で、経営安定対策についても導入されていると
ころでございます。当面は、私どもはこのような
品目別の価格政策の見直し、経営安定対策の導
入をまず推進することが重要だというふうに考
えておりますが、そういうことから、直ちに経営
単位での経営安定対策を実施する状況にはない
と認識しております。

ただ、食料・農業・農村基本計画におきましても、品目別の価格の見直しや経営安定対策の実施の状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しつつ、育成すべき農業経営の経営全体を単位としてとらえ、価格変動に伴う農業収入なり所得の変動を緩和する安定対策につきまして今後検討を行っていくこととしているところでございます。

○委員長(若林正俊君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

反対の理由は、第一に生産費を基準にした基準価額と販売価額の差額を補てんする現行の不足払い方式を定額助成方式に改めることは、国の価格支持制度の大幅な後退であるという点です。このことにより、販売価格が下落した銘柄については手取り額が減少し、再生産が一層困難になるとは明らかです。

現在、安全な國產大豆に対する消費者の関心が広がる中で、全国各地で、大豆の不足払い制度も有効に活用しながら國產大豆を定着させる取り組みが進んでいます。そのさなかに、価格の下支えとしての不足払い方式を廃止することは、国民の期待にも反するものです。

また、農民負担の大豆生産者経営安定対策の基金をつくり、この加入者だけを交付金制度の対象にすることは、市場価格には影響力を持たない保険制度に価格対策を任せるものなのです。

なお、今回の法改正の基本には、新農業基本法のもので市場原理を一層活用した価格決定と、限られた担い手だけの所得確保対策を進める農家の選別政策の具体化であり、国の財政負担の大幅削減のねらいがあることを指摘しておきます。

第二に、菜種を交付金制度から外すことは、青森、北海道、鹿児島などでは畑作の輪作作物として、また国産の貴重な植物油の原料である菜種の生産を困難にし、復活の可能性をなくしてしまふことです。

今必要なことは、農家の再生産を保障して、大豆と菜種の自給率の引き上げのために、生産、流通、販売対策などとあわせ、必要な財源を振り向けるべきであって、不足払い制度の廃止ではなく、制度を生かした支持価格制度の拡充、改善が求められていることを強く申し上げ、反対討論を終わります。

○委員長（若林正俊君） 他に御意見もないようで

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(若林正俊君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小林君から発言を求められておりますので、これを許します。小林元君。

○小林元君 私は、ただいま可決されました大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・民主党・新緑風会・公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ、自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物
価格安定法の一部を改正する法律案に対
する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の實現に努め、大豆の生産の増大と農家経営の安定を図るとともに、自給率の向上に万全を期すべきである。

一 国内の農業生産の増大を図ることを基本とした食料の安定的な供給を確保するため、大豆については、農業者が意欲を持つて安心して生産に取り組めるよう、大豆生産の実態及び価格の動向等を十分勘案し、その生産の増大と農家所得の安定に配慮して運用するるとともに、契約栽培等、消費者と一体となって推進している地域の特性に応じた生産の振興が図られるよう努めること。

また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需給均衡を図るため、生産者団体における販売・生産体制の強化等の措置を講ずること

と。

二 大豆作経営安定対策の導入に当たっては、生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組と運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

三 国産大豆の優位性を維持していくためには、反収の向上と栽培の安定を図ることが急務であることにかんがみ、実需者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備、大豆の安定生産に資する栽培技術の高位平準化及び農業生産基盤の整備等を積極的に推進すること。また、国産大豆の需要が拡大するよう、これに適した加工技術の研究開発等を推進すること。

四 なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興が図られるよう措置すること。

五 遺伝子組換えに係る輸入大豆・なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分配慮して対処すること。

六 原料大豆に係る国産使用表示の的確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。

七 WTO農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(若林正俊君) ただいま小林君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(若林正俊君) 多数と認めます。よって、小林君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、玉沢農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢一郎君) ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(若林正俊君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 次に、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢一郎君) 農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

米麦を初めとする農産物につきましては、その公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため、昭和二十六年に制定された農産物検査法に基づき、国が検査業務を担うことにより、適正な制度運営が確保されてきたところであります。

一方、行政改革をめぐる国民的議論の中で、国の事務事業につきましては、官民の役割分担の適正化と民営化による業務の一層の効率化等の観点から、民間でも対応可能なものは積極的に民間にゆだねていくことが強く求められております。

このような状況を踏まえ、農産物検査につきましても、行政機構の減量と民間能力の積極的活用を図るため、検査の実施主体を国から民間の検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営

を確保するために必要な措置を講ずることとし、今回の法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農産物検査の実施主体を、国から、一定の検査能力を有するものとして農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に改めることとしております。

第二に、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農林水産大臣が、改善命令、登録の取り消し等の指導監督を行う仕組みを整備することとしております。

第三に、民間の検査体制が整うまでの一定期間においては、国が検査業務を実施できるよう経過措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(若林正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農産物について国が検査を行うことによつて」を「農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより」に改める。

第二条を同条第二項とし、同条に第一項として

次の一項を加える。

この法律において「農産物検査」とは、品位等検査及び成分検査をいう。

第二条に次の三項を加える。

3 この法律において「品位等検査」とは、第十七条第一項第一号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一条第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

4 この法律において「成分検査」とは、第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一条第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

5 この法律において「登録検査機関」とは、第十七条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

第三条の見出し中「検査」を「品位等検査」に改め、同条第一項中「(第八条において「計画出荷米」という。)を削り、「国の検査(以下単に「検査」という。)」を「品位等検査」に改め、同条第二項中「検査」を「品位等検査」に改める。

第四条(見出しを含む)中「検査」を「品位等検査」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「検査」を「品位等検査」に改め、同条第二項中「検査」を「品位等検査」に改め、「検査を受ける」を「品位等検査(量目及び品位)について」の検査に限る。を受けるに改め、同項第一号中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に、「検査」を「品位等検査」に改める。

第七条から第十一条までを削る。

第六条の見出しを「(農産物検査規格)」に改め、同条第一項中「量目及び荷造り、包装等」を「量目、荷造り及び包装」に改め、「ついでに規格の下に(以下この条及び第三十三条第一項において「農産物検査規格」という。)」を加え、ただし書を削り、同条第二項中「前項の規格を「農産物検査規格」に改め、同条第三項中「第一項の規格を「農産

物検査規格に改め、同条を第十一條とする。

第五條の五(見出しを含む)中「検査」を「品位等検査」に改め、同条を第九條とし、同条の次に次の一條を加える。

(成分検査)

第十條 農産物のうち政令で定めるものの生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する当該農産物について成分検査を受けることができる。

第五條の四中「第五條の二」を「第六條に改め、同条を第八條とする。

第五條の三(見出しを含む)中「検査」を「品位等検査」に改め、同条を第七條とする。

第五條の二(見出しを含む)中「検査」を「品位等検査」に改め、同条を第六條とする。

第十二條を次のように改める。

(受検者の立会)

第十二條 品位等検査を受けようとする者又はその代理人は、品位等検査の実施に立ち会ふことができる。

第十三條から第十五條までを削る。

第十六條第一項中「農産物検査官は、検査が完了したを」登録検査機関は、農産物検査を行つたに改め、「容器」を削り、「検査の」を「農産物検査の」に、「受検者」を「当該農産物検査を請求した者(第十六條において「受検者」という。)」に改め、同条第二項中、「容器」を削り、同条第三項中「又は容器を削り、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四條 第三條第一項及び第二項(第八條において準用する場合を含む)、第六條並びに第九條の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 登録検査機関は、第五條第一項(第八條において準用する場合を含む)、第九條及び次条第

二項の品位等検査であつて、農産物の売買取引業者等からの請求により行うものについては、農林水産省令で定める場合を除き、銘柄についての検査を行うことができない。

第十七條第一項中「検査を受けた米穀又は麦」を「農産物検査を受けた農産物」に、「一」を「いずれかに」に、「検査」を「農産物検査」に、「成分以外の事項の検査」を「品位等検査」に、「同様の検査」を「同様の品位等検査」に、「受けた検査」を「受けた品位等検査」に改め、ただし書次のように改める。

ただし、第二十三條の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

第十七條第一項第一号及び第二号中「前条第一項」を「第十三條第一項」に改め、同項第四号中「第二十一條の二第三項」を「第三十四條第三項」に、「検査に係る前条第一項」を「品位等検査に係る第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第五條の二又は第二十一條の二第一項の検査」を「第六條又は第三十四條第一項の品位等検査」に、「検査を受けて」を「農産物検査を受けて」に、「委託前に検査」を「委託前に品位等検査」に、「応じ、検査」を「応じ、品位等検査」に改め、同条を第十五條とする。

第十八條中「食糧事務所長は、不正な手段により検査」を「農林水産大臣は、受検者が不正な手段により農産物検査」に、「農産物検査官」を「その職員」に、「第十六條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第十六條とし、同条の次に次の二條を加える。

(登録検査機関の登録)

第十七條 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従ひ、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付し、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査
二 農産物の成分についての検査

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき(同項第一号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第一号及び第二号に掲げる要件に適合している場合に限り)、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。

三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
五 各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることのないとなつた日から一年を経過しないもの。

二 第二十四條第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人

三 第二十四條第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者がその取消しの日から一年を経過しないものが業務を行う役員となつていない法人

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記載して行う。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

四 登録の区分
五 登録検査機関が農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所

六 第二十八條の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
七 農産物検査を行う農産物検査員(第二項第一号に規定する者をいう。第二十條において同じ)の氏名その他農林水産省令で定める事項

5 品位等検査に係る登録の申請に係る前項第五号の農産物検査を行う区域は、都道府県の区域を単位とするものでなければならない。

6 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、第四項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)
第十八條 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第一項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。
3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録検

查機關の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
第十九条及び第二十條を次のように改める。
(變更登録)

第十九条 登録検査機関は、第十七條第四項第三号から第五号までに掲げる事項を變更しようとするときは、變更登録を受けなければならない。
2 前項の變更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に變更登録の申請をしなければならない。
3 第十七條第二項から第六項までの規定は、第一項の變更登録について準用する。
(農産物検査の義務等)

第二十條 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。
2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。
3 登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
第二十三條中「前條」を「第三十七條又は第三十九條」に、「同條」を「各本條」に改め、同條を第四十一條とする。

第二十二條の前の見出しを削り、同條中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円」に改め、同條第一号中「第五條の二又は第十七條第二項」を「第六條又は第十五條第二項」に改め、同條第二号中「第十六條第二項又は第三項」を「第十三條第二項又は第三項」に改め、同條第三号中「第十八條」を「第十六條」に改め、同條第四号を削り、同條を第三十七條とし、同條の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同條の次に次の三條を加える。
第三十八條 第二十四條第二項の規定による業務

の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十六條の規定に違反した者
二 第三十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第三十一條第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第四十條 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十七條第七項又は第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
二 第二十五條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
三 第三十條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
四 第三十一條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

第二十一條の二の見出し中「検査を、農産物検査」に改め、同條第一項中「検査を行う」を「品位等検査を受ける」に改め、同項第一号中「検査」を「品位等検査」に改め、同項第二号中「検査」を「品位等検査」に改め、同條第三号から第三号まで「検査」を「品位等検査」に改め、同條第二項中「第七條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同條第三項中「第七條第三項」を削り、「検査」を「品位等検査」に改め、後段を削り、同條第四項を次のように改める。
4 第十條の規定は、政府の所有に係る農産物に

ついて準用する。
第二十一條の二第五項を削り、同條を第三十四條とし、同條の次に次の二條を加える。
(農林水産大臣による農産物検査の業務の実施)
第三十五條 農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該農産物検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
2 農林水産大臣は、前項の規定により農産物検査の業務を行い、又は同項の規定により行つている農産物検査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
3 農林水産大臣が第一項の規定により農産物検査の業務を行うこととした場合における農産物検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。
4 第一項の農産物検査の結果については、第三十三條第一項の規定による申出を行うことができる。
5 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。
6 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、第三十三條第一項の規定による申出に係る農林水産大臣の処分又は不作為に対してのみ、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

第三十六條 前條第一項の規定により農林水産大臣の行う農産物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。
第二十一條を削る。
第二十條の二第二項中「限度において」の下に「その職員に」を加え、「又は指定検査機関に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、

これらの者」を削り、「若しくは関係者」を「又は関係者」に改め、同條第三項中「第一項の下に」又は「第二項を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
第二十條の二を第三十一條とし、同條の次に次の二條を加える。
(聴聞の特例)
第三十二條 農林水産大臣は、第二十四條第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
2 第二十四條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
(農林水産大臣に対する申出)
第三十三條 何人も、第十三條第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。
2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三條に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。
第二十條の次に次の十條を加える。

第三十八條 第二十四條第二項の規定による業務

の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十六條の規定に違反した者
二 第三十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第三十一條第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第四十條 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十七條第七項又は第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
二 第二十五條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
三 第三十條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
四 第三十一條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

第二十一條の二の見出し中「検査を、農産物検査」に改め、同條第一項中「検査を行う」を「品位等検査を受ける」に改め、同項第一号中「検査」を「品位等検査」に改め、同項第二号中「検査」を「品位等検査」に改め、同條第三号から第三号まで「検査」を「品位等検査」に改め、同條第二項中「第七條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同條第三項中「第七條第三項」を削り、「検査」を「品位等検査」に改め、後段を削り、同條第四項を次のように改める。
4 第十條の規定は、政府の所有に係る農産物に

ついて準用する。
第二十一條の二第五項を削り、同條を第三十四條とし、同條の次に次の二條を加える。
(農林水産大臣による農産物検査の業務の実施)
第三十五條 農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該農産物検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
2 農林水産大臣は、前項の規定により農産物検査の業務を行い、又は同項の規定により行つている農産物検査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
3 農林水産大臣が第一項の規定により農産物検査の業務を行うこととした場合における農産物検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。
4 第一項の農産物検査の結果については、第三十三條第一項の規定による申出を行うことができる。
5 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。
6 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、第三十三條第一項の規定による申出に係る農林水産大臣の処分又は不作為に対してのみ、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

第三十六條 前條第一項の規定により農林水産大臣の行う農産物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。
第二十一條を削る。
第二十條の二第二項中「限度において」の下に「その職員に」を加え、「又は指定検査機関に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者」を削り、「若しくは関係者」を「又は関係者」に改め、同條第三項中「第一項の下に」又は「第二項を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
第二十條の二を第三十一條とし、同條の次に次の二條を加える。
(聴聞の特例)
第三十二條 農林水産大臣は、第二十四條第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
2 第二十四條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
(農林水産大臣に対する申出)
第三十三條 何人も、第十三條第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。
2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三條に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。
第二十條の次に次の十條を加える。

（業務規程）

第二十一条 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始前に、農産物検査の実施方法、検査手数料に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

（適合命令）

第二十二条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十四条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。

一 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行つたとき。

二 不正の手段により第十七条第二項の登録又は第十九条第一項の変更登録を受けたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を開始せず、又は一年以上継続して農産物検査の業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第二十五条 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに農産物検査に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（農産物検査規格登録検査機関という名称の使用の禁止）

第二十六条 登録検査機関でない者は、農産物検査規格登録検査機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（照会）

第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、食糧事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができ、この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対しても、照会をすることができ、

（業務の委託）

第二十八条 第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関は、農林水産省令で

定めるところにより、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外のものを他の登録検査機関に委託することができる。

（情報の提供）

第二十九条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、第二十条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、農産物検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 平成十三年一月一日

二 附則第十一条の規定 附則第三条第一項の政令で定める日が属する国の会計年度の翌会計年度の初日

三 附則第十三条の規定 附則第三条第一項の政令で定める日

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の農産物検査法（以下「新法」という。）第十七条第二項の規定による登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十一条第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

（国の検査に関する経過措置）
第三条 農林水産大臣は、この法律の施行の日か

ら起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、受検者（新法第十三条第一項の受検者をいう。）の検査に対する需要及び登録検査機関の登録の状況を勘案して、農産物検査を行うことができる。

2 前項の規定により農林水産大臣が農産物検査を行う場合においては、農林水産大臣は登録検査機関とみなして、新法第三条から第十條まで、第十二條、第十三條、第十四條第二項、第十五條、第十六條及び第三十四條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第三十四條第一項中「受ける」とあるのは「行う」と、同条第三項中「受ける」とあるのは「行う」と読み替へるものとする。同項中「受ける」とあるのは「行う」と読み替へるものとする。同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する」と読み替へるものとする。同条中「受ける」とあるのは「行う」と読み替へるものとする。

3 第一項の農林水産大臣が行う検査を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定は、適用しない。

一 米穀を政府に売り渡し、又はその政府への売渡しを委託するため検査を受ける場合

二 輸入に係る農産物を政府に売り渡すため検査を受ける場合

5 第三項の手数料の納付は、農林水産省令で定めるところにより、農産物検査印紙をもってしなければならない。

6 第一項の農産物検査の結果については、新法第三十三條第一項の規定による申出を行うことができる。

7 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

8 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、新法第三十三條第一項の規定による申出に

係る農林水産大臣の処分又は不作爲に對してのみ、行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第百三十九号)による訴えを提起することができる。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、農林水産大臣が行う検査に關する申請その他の手続に關する所要の経過措置は、農林水産省令で定める。

(検査規格に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農産物検査法(以下「旧法」という。)第六條第一項の規定により設定されている規格は、新法第十一條第一項の規定により設定された農産物検査規格とみなす。

(施行前に請求があつた検査に關する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第十一條第一項の規定による検査の請求があつた農産物の検査については、なお従前の例による。

(再検査に關する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧法の規定により行われた検査については、旧法第十九條の規定は、なおその効力を有する。

(旧法の規定による検査に關する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法の規定により行われた検査は、新法の相当規定により行われた検査とみなす。

(旧法の規定による表示等に關する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十六條第一項の規定により付された表示又は同項の規定により交付された検査証明書は、それぞれ新法第十三條第一項の規定により付された表示又は同項の規定により交付された検査証明書とみなす。

(罰則に關する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食糧管理特別會計法の一部改正)

第十条 食糧管理特別會計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)」を「農産物検査法の一部を改正す

る法律(平成十二年法律第 号)附則第三條第一項」に改める。

第六條ノ三中「農産物検査法第十二條第三項」を「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三條第五項」に、「同法」を「同條第一項」に、「同項」を「同條第五項」に改める。

第十一條 食糧管理特別會計法の一部を次のように改正する。

第一條中「並農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三條第一項ノ規定ニ依ル農産物ノ検査」を削る。

第六條ノ三中「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三條第五項ニ規定スル農産物検査印紙ノ売渡収入」及び「同條第一項ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ關スル諸費、同條第五項ノ農産物検査印紙ノ売捌手数料を削る。

(印紙をもつてする蔵入金納付に關する法律の一部改正)

第十二條 印紙をもつてする蔵入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十二條第一項」を「農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三條第三項」に改め、

同條第二項中「農産物検査法第十二條第三項」を「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三條第五項」に改める。

第十三條 印紙をもつてする蔵入金納付に關する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二項中「農産物検査法の一部を改正する法律附則第三條第五項に規定する農産物検査印紙」を削る。

第三條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二項中「第五号、第六号、第七号及び第八号」を「第四号、第五号、第六号及び第七

号」に改め、「同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は農林水産大臣が」を削り、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律の一部改正)

第十四條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十六條第一項の規定による表示を除く。以下同じ。)」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第五十七号中「の実施」を削る。
第二十七條第三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。